



RIETI Discussion Paper Series 21-J-047

日本の銀行における流動性創出指標

郡司 大志

大東文化大学経済学部

小野 有人

中央大学商学部

鎮目 雅人

早稲田大学政治経済学術院

内田 浩史

神戸大学大学院経営学研究科

安田 行宏

一橋大学大学院経営管理研究科



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

日本の銀行における流動性創出指標[†]

郡司 大志（大東文化大学経済学部）

小野 有人（中央大学商学部）

鎮目 雅人（早稲田大学政治経済学術院）

内田 浩史（神戸大学大学院経営学研究科）

安田 行宏（一橋大学大学院経営管理研究科）

要 旨

本稿の目的は、Berger and Bouwman (2009)が提案した流動性創出指標（LCM）について、日本の銀行に対して求める際の適切な方法を検討し、実際に計算することである。金額ベースの LCM、ならびに総資産額で基準化した LCM 比率を求めた結果、LCM は 1949 年から 2019 年まで基本的に増加基調にあること、LCM 比率の変化には長年資産項目の変化が大きく寄与していたが、近年ではそれと同等かそれ以上に負債項目の寄与が増加していること、業態別の LCM 比率は 2000 年以降において、地方銀行と第二地方銀行が増加傾向にある一方、都市銀行では減少傾向にあることが分かった。

キーワード：流動性創出指標、LCM、銀行、流動性供給、金融仲介

JEL classification: G21, G32

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

[†]本研究は（独）経済産業研究所(RIETI)企業金融・企業行動ダイナミクス研究会の研究成果であり、JSPS 科研費 20H01517 の助成を受けたものである。本研究に対し、植杉威一郎、細野薫、服部正純、胥鵬、植田健一、Allen Berger の各氏、並びに RIETI 研究会のメンバーの方々から貴重なコメントや示唆を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。

1. はじめに

銀行、保険会社、証券会社など、金融機関には様々なタイプのものが存在し、経済の中で様々な役割を果たしている。こうした役割を明らかにするのが金融機関の機能に関する研究であり、発揮している経済的機能によって各金融機関を特徴づけ、整理・分類する。金融機関の経済的機能としては様々なものが示されているが（Freixas and Rochet 2008、内田 2010, 2020 などを参照）、中でも重要なものの一つといえるのが金融仲介機能である。金融仲介機能とは、金融機関が資金余剰状態にある経済主体から資金を調達し、その資金を資金不足状態にある経済主体に提供する（貸す・投資する）ことで、資金の有効利用を促進する、という機能である。この機能を発揮する金融機関は特に金融仲介機関（financial intermediaries）と呼ばれる。

金融仲介機関は、金融仲介を促進するために、自ら資金を提供する際には流動性の低い資産を保有しつつ、調達する際には流動性の高い負債を発行することで、資金余剰主体にとって資金を提供しやすい資産を提供する（Diamond and Dybvig 1983）。このように、資産側と負債側で流動性の程度を変化させることで金融仲介を促進する機能は、流動性供給機能（あるいは流動性変換機能）と呼ぶことができる。¹ たとえば代表的な金融仲介機関である銀行の場合、流動性の高い預金で資金を調達し、流動性の低い企業向け貸出などで運用していると考えることができる。このため、流動性供給機能は銀行が発揮する重要な機能の一つだといえる。²

¹ 金融仲介を促進させる機能としてはこのほかに、金融仲介機関が資産側と負債側でリスクを変えるというリスク変換機能、満期を変えるという満期変換機能も挙げられる（内田 2016、2020 など参照）。

² ただし、現実の銀行は金融仲介機関という理論的概念に当てはまらない活動も行っており、金融仲介機能や流動性供給機能に加えて様々な機能を発揮している金融機関だといえる。中でも現実の銀行にとって重要な機能といえるのが、預金を通じて支払手段を提供するという決済機能と、それに関連して新たな預金を自ら創造することで貸出（信用）を生み出す信用創造機能などである。池尾(2010)、内田(2020)などを参照のこと。

戦後の日本では、企業の資金調達には銀行からの借入が中心であり、銀行は日本の金融システムにおいて中心的な役割を果たしてきた。また、銀行預金は最終的な決済手段として用いられ、銀行は経済全体に流動性を供給する重要な役割を果たしている。このため、日本において銀行がどの程度流動性を供給してきたのか、その程度は長期的に見てどのように推移してきたのかを明らかにすることは、重要な研究課題である。

銀行が行う流動性供給の実態を把握するために、Berger and Bouwman (2009)は流動性創出指標（liquidity creation measure、以下 LCM）という指標を提唱し、計算している。この指標は、銀行の様々な財務項目の数値を、流動性の程度を表すウェイトを用いて加重合計し、銀行が創出する流動性の程度を計測しようとするものである。LCM は、銀行の機能や金融システムに関する様々な分析に用いることができるため、各国のデータを用いて計算され分析に用いられている。³ 日本に関する計測は、他のアジア 13 か国とともに Bankscope データベースを用いた Fu et al. (2016)の中で行われている。

しかし、日本に関する Fu et al. (2016)の計測には二つの大きな問題がある。第一に、その分析期間は 2005 年から 2012 年までと限られている。第二に、その計算方法の詳細が必ずしも明らかでない。後者は特に大きな問題である。各国の会計制度や銀行制度には違いがあり、LCM の計算にあたって用いる貸借対照表等の情報が異なるため、この相違を踏まえたうえで、LCM の理論的根拠に沿った計測を行う必要があるからである。特に、日本ではオフバランスシート項目の記載などがアメリカと異なっており、アメリカを対象とした Berger and Bouwman (2009)の計算方法を機械的に当てはめることはできない。こうした点を考慮し、日本の銀行の LCM を長期にわたって計測した研究は存在しない。

³ たとえば Horváth et al. (2014) (チェコ) , Berger et al. (2016) (ドイツ) , Baltas et al. (2017) (イギリス) , Fungáčová et al. (2017) (ロシア) , Casu et al. (2019) (ヨーロッパ 17 か国) など。

本稿の目的は、こうした問題を解決し、日本の銀行に関する LCM の計算方法を示し、実際に計算することである。本稿では、オリジナルの LCM の理論的根拠に立ち返り、その根拠を日本の銀行財務データに当てはめることによって、どのように LCM を計算すればよいのか説明する。また、実際のデータを用いて LCM を計算し、その時系列的な動きを示す。

本稿で得られた主な計測結果として、第一に、LCM の推移を見ると全国銀行の流動性創出の金額レベルは 1949 年から 2019 年まで基本的に増加基調にあり、足元の 2019 年度では 460 兆円を超える水準となっていることが分かった。特に 1980 年代に入ってから LCM は急増し、バブル崩壊後の 1990 年代前半は横ばいとなるが、1990 年代半ばから日本の銀行危機の直前まで再び増加している。その後、LCM は不良債権問題が顕在化した時期に一旦は減少しているが、2000 年代に入ってから再び増加基調に転じている。世界金融危機時には一時的な減少が見受けられるが、その後、LCM の増加基調はむしろ勢いを増していることが分かる。

第二に、同じ LCM を（グロスの）総資産で基準化した比率（LCM 比率）で見ると、少し違う様相が読み取れる。具体的には、前述の金額レベルの推移とは異なり、2000 年代半ばに 0.4 を上回る水準でピークに達し、2009 年以降は 0.38 前後でむしろ横ばいで推移している。借方（資産側）と貸方（負債側）に分けて LCM 比率を見ると、借方では、特に現金・預け金の増加が LCM 比率の低下に寄与している。一方で、貸方の LCM 比率はどちらかというと増加基調にあり、普通預金の増加を通じた流動性創出が増加に寄与していることが分かる。

そして第三に、全国銀行の内訳として、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行の各タイプ別の LCM の推移を見てみると、足元の 2019 年度の金額レベルでは、都市銀行が 214 兆円、地方銀行が 184 兆円、第二地方銀行が 39 兆円ほどとなっている。一方、LCM 比率でみると、2000 年以降において地方銀行と第二地方銀行の LCM 比率が 0.4

から足元で 0.5 を超える水準にまで増加基調にある一方で、都市銀行では 0.4 を割り込み、0.3 近辺まで逆に低下している。

以下では、第 2 節において日本の LCM の計算方法を説明する。そこでは Berger and Bouwman (2009) のオリジナルの LCM の計算方法をその理論的根拠とともに示した後、その根拠に基づいて日本の銀行の財務諸表データをどのように用い、日本の LCM を計算すればよいのかを説明する。この計算方法に基づき、実際に LCM を計算して示すのが第 3 節である。そこでは用いるデータを説明した後、計算された LCM の動きを示している。最後に第 4 節は結論に充てられている。

2. LCM の計算方法

2.1. Berger and Bouwman (2009) の LCM

LCM は、貸借対照表などに示された財務数値を加重合計した指標である。加重において各項目の流動性の程度を考慮したウェイトをあてはめ、全項目の値を合計することで、各銀行レベル、あるいは銀行を集計したレベルで創出されている流動性の程度を数値化することができる。計算された指標の値は Christa Bouwman 氏のホームページ (<https://sites.google.com/a/tamu.edu/bouwman/data>) で一般に公開されている。

この指標の計算は 3 つの段階に分かれている。第一段階は、資産や負債などのすべての項目を、流動性、すなわち現金等の流動資産への換金の容易さの程度によって分類する段階である。具体的には、流動的(liquid)か、準流動的(semi-liquid)か、非流動的(illiquid)か、の 3 つのカテゴリのいずれかに分類が行われる。第二段階は、各カテゴリにウェイトを設定する段階である。設定されるウェイトは、流動性の程度によって決定される。最後に第三段階として、作成したウェイトを用いた加重合計を計算

し、指標の具体的な値を得る。以下では用いられているデータに関して説明した後、Berger and Bouwman (2009)に従って 3 つの段階を順に説明する。

2.1.1. 米国の銀行の LCM に用いられているデータ

原論文ではデータソースの詳細が明示されていないが、文中からは、アメリカの各銀行が、規制当局の一つである連邦預金保険機構 (Federal Deposit Insurance Corporation、FDIC) に提出するコールレポート (Call Report) が用いられていることが伺える。アメリカでは複数の規制当局が銀行規制に関わるが、各当局間で統一された原則や基準、報告フォームを、横断組織である連邦金融機関検査委員会 (Federal Financial Institutions Examination Council、FFIEC) が規定している。コールレポートに記録されるデータのフォーマットは、FFIEC の文書 FFIEC 031 : Consolidated Reports of Condition and Income for a Bank with Domestic and Foreign Offices として公開されている。

LCM の計算は、銀行の貸借対照表の各項目と、オフバランスシート活動に関する項目を用いて行われる。項目に関する詳しい記載についても原論文では示されていないが、貸借対照表の項目は FFIEC 031 中で「Schedule RC—Balance Sheet」に示されているものを用いていると考えられる。⁴ 2021 年第一四半期の FFIEC031 (“Consolidated Report of Income for the period January 1, 2021–March 31, 2021”) では、「Schedule RC—Balance Sheet」は以下の表 1 のように分かれている。表 1 に示されているように、項目によっては、「(from Schedule RC-A)」といった形でより詳しい内訳を示した別表が存在する項目がある。

これに対してオフバランスシート活動に関する項目は、「Schedule RC-L—Derivatives and Off-Balance-Sheet Items」に詳細に記載されている (末尾付表 1)。簿外の情報であ

⁴ FFIEC 031 では損益計算書の項目は「Schedule RI—Income Statement」に示されている。

るため、「Schedule RC-L」の情報は基本的に「Schedule RC—Balance Sheet」には含ま

表 1 FFIEC 031 「Schedule RC—Balance Sheet」の各項目

Assets	
1. Cash and balances due from depository institutions (from Schedule RC-A)	
	a. Noninterest-bearing balances and currency and coin
	b. Interest-bearing balances
2. Securities	
	a. Held-to-maturity securities (from Schedule RC-B, column A)
	b. Available-for-sale debt securities (from Schedule RC-B, column D)
3. Federal funds sold and securities purchased under agreements to resell	
	a. Federal funds sold in domestic offices
	b. Securities purchased under agreements to resell
4. Loans and lease financing receivables (from Schedule RC-C)	
	a. Loans and leases held for sale
	b. Loans and leases held for investment
	c. LESS: Allowance for loan and lease losses
	d. Loans and leases held for investment, net of allowance (item 4.b minus 4.c)
5. Trading assets (from Schedule RC-D)	
6. Premises and fixed assets (including capitalized leases)	
7. Other real estate owned (from Schedule RC-M)	
8. Investments in unconsolidated subsidiaries and associated companies	
9. Direct and indirect investments in real estate ventures	
10. Intangible assets (from Schedule RC-M)	
11. Other assets (from Schedule RC-F)	
12. Total assets (sum of items 1 through 11)	
Liabilities	
13. Deposits	
	a. In domestic offices (sum of totals of columns A and C from Schedule RC-E, Part I)
	(1) Noninterest-bearing
	(2) Interest-bearing
	b. In foreign offices, Edge and Agreement subsidiaries, and IBFs (from Schedule RC-E, Part II)
	(1) Noninterest-bearing
	(2) Interest-bearing
14. Federal funds purchased and securities sold under agreements to repurchase	
	a. Federal funds purchased in domestic offices
	b. Securities sold under agreements to repurchase
15. Trading liabilities (from Schedule RC-D)	
16. Other borrowed money (includes mortgage indebtedness) (from Schedule RC-M).17. and 18. Not applicable	
19. Subordinated notes and debentures	
20. Other liabilities (from Schedule RC-G)	
21. Total liabilities (sum of items 13 through 20)	
22. Not applicable	
Equity Capital	
	Bank Equity Capital
23. Perpetual preferred stock and related surplus	
24. Common stock	
25. Surplus (exclude all surplus related to preferred stock)	
26. a. Retained earnings	
	b. Accumulated other comprehensive income
	c. Other equity capital components
27. a. Total bank equity capital (sum of items 23 through 26.c)	
	b. Noncontrolling (minority) interests in consolidated subsidiaries
28. Total equity capital (sum of items 27.a and 27.b)	
29. Total liabilities and equity capital (sum of items 21 and 28)	

出典) 連邦金融機関検査委員会 ”FFIEC 031 : Consolidated Reports of Condition and

Income for a Bank with Domestic and Foreign Offices.

れないが、一部のオフバランスシート活動はバランスシート上にも示されている。たとえば「Schedule RC—Balance Sheet」の項目「5. Trading assets (from Schedule RC-D)」の内訳を示した「Schedule RC-D—Trading Assets and Liabilities」には、資産項目として「11. Derivatives with a positive fair value」が、また負債項目として「14. Derivatives with a negative fair value」が存在する。

2.1.2. LCM 計算の第一段階：財務項目の分類

LCM 計算の第一段階は、貸借対照表の各財務項目とオフバランスシート項目を、流動性のレベル別に liquid、semi-liquid、illiquid の 3 つに分類する段階である。分類の基準は、負債項目、資本項目、資産項目、簿外（オフバランスシート：Off/BS）項目のそれぞれにおいて異なっており、Berger and Bouwman (2009)が用いている基準をまとめたのが表 2 である。原論文の基準では、いくつかの根拠に基づいて各項目进行分类しており、説明は異なる箇所を示されていることも多いため、表右側では示された内容や例について、その場所ごとに整理している。

まず負債項目に関しては、資金の提供者が困難や費用（原論文の用語では“difficulty or penalty”）なしにすぐ引き出せるかどうか、つまり流動化する・現金を得るのに日数がかかるか否か、手数料などの費用がかかるかどうか基準となる。liquid な負債は penalty のない負債（表中基準①）であり、例としては決済性の預金や貯蓄性預金、短期金融市場である federal funds 市場での翌日物の資金調達、あるいは売買目的の有価証券が挙げられている。semi-liquid な負債（基準②）は流動化するのに多少の penalty を伴う負債であり、満期が長い場合もあるが当座貸越の担保となり得る定期預金、翌

日物よりも満期の長い負債が含まれる。Illiquid な負債（基準 3）は penalty が大きく簡単に流動化できない負債であり、劣後債などが挙げられる。最後に資本（equity）に

表 2 原論文の流動性分類基準

(1) 負債・資本

カテゴリー	種類	分類	ウェイト	No.	該当するもの・理由 (Berger and Bouwman 2009, 2.1節)	例 (Berger and Bouwman 2009, 2.1節本文中)	例 (Berger and Bouwman 2009, 表1)
負債項目	liquid		1/2	①	-1 資金提供者がpenaltyなしにすぐ引き出せる		transactions deposits
					-2		savings deposits
	semi-liquid		0	②	-1 多少の困難・penaltyありで引き出せる	time deposits (満期問わず(当座貸越の担保となるため))	overnight FedFunds purchased
					-2		overnight federal funds purchased
						other borrowed moneyにあたるバランシート項目 ((overnightより長い短中期の負債が含まれる))	trading liabilities
							term federal funds
	illiquid		-1/2	③	簡単・すぐに引き出せない長期負債	repurchase agreement(レポ)	other borrowed money
						borrowings from Federal Reserve Banks and Federal Home Loan Banks	
							subordinated debt
資本項目	illiquid		-1/2	④	すべてのequity 投資家は流動性を要求できない・満期が長い(流動性は資本市場が提供する)	equity	bank's liability on bankers acceptances
							other liabilities
							equity

(2) 資産項目

カテゴリー	種類	分類	ウェイト	No.	該当するもの・理由 (Berger and Bouwman 2009, 2.1節)		例 (Berger and Bouwman 2009, 2.1節本文中)	例 (Berger and Bouwman 2009, 表1)
資産項目	Loan(cat)	illiquid	1/2 ⑤		business loans	(major lossなしには) すぐに売れないため	business loans	commercial & industrial (C&I) loans
								commercial real estate loans (CRE)
								loans to finance agricultural production
								other loans
					leases	(major lossなしには) すぐに売れないため	leases	lease financing receivables
		semi-liquid	0 ⑥		residential mortgages	証券化が容易なため	residential mortgages	residential real estate loans (RRE)
					consumer loans		consumer loans	consumer loans
					loans to depositories and governments	借手が良いので売りやすい・償却しやすいため	loans to depositories and governments	loans to depository institutions
								loans to state and local governments
								loans to foreign governments
	Loans (mat)	illiquid	1/2 ⑦		all long-term loans of over one year	(self liquidateの期間より)	all long-term loans of over one year	all loans and leases with a remaining maturity >1 year
		semi-liquid	0 ⑧		short-term loans of up to one year	(self liquidateの期間より)	short-term loans of up to one year	all loans and leases with a remaining maturity ≤1 year
	Loans以外の資産	illiquid	1/2 ⑨		premises	major lossなしにはすぐに売れないため	premises	premises
					investments in unconsolidated subsidiaries		investments in unconsolidated subsidiaries	investment in unconsolidated subsidiaries
								other real estate owned (OREO)
								customers' liability on bankers acceptances
								intangible assets
								other assets
		liquid	-1/2 ⑩		cash	major lossなしにすぐ売ってliquidity needsを満たせるため	cash	cash and due from other institutions
					securities		securities	all securities (regardless of maturity)
					other marketable assets		other marketable assets	trading assets
								fed funds sold

表2 (続)

(3) オフバランスシート項目

カテゴリー	種類	分類	ウェイト	No.	該当するもの・理由 (Berger and Bouwman 2009, 2.1節)		例 (Berger and Bouwman 2009, 2.1節本文中)	例 (Berger and Bouwman 2009, 表1)
オフバ ランス シート 項目	off-balance sheet guarantees (credit derivatives 含む)	illiquid	1/2 ⑪		loan commitmentsと letters of credit	illiquid資産であるon- balance sheet business loansと同様、売ったり participateできないため	loan commitments	unused loan commitments
							letters of credit	net standby letters of credit
		semi-liquid	0 ⑫	-1	net credit derivatives	sold/participatedできる可 能性があり、on-balance sheetのsemi-liquid項目で あるresidential mortgage/consumer loans と似ているため	net credit derivatives (the amount guaranteed minus the beneficiary amount)	net credit derivatives
					net securities lent		net securities lent (the amount lent minus the amount borrowed)	net securities lent
		liquid	-1/2 ⑬	net participations acquired from other institutions	on-balance sheetのliquid 証券と同様	net participations acquired (the amount acquired minus the amount conveyed to others)	net participations acquired	
off-balance sheet derivatives (credit derivatives 除く)	liquid	-1/2 ⑭		上記(credit)以外すべ てのderivatives	容易に売買可能、liquid証 券と同様	interest rate derivatives	interest rate derivatives	
						foreign exchange derivatives	foreign exchange derivatives	
						equity derivatives	equity derivatives	
						commodity derivatives	commodity derivatives	

注) Berger and Bouwman (2009)を基に著者作成。

関しては、流動性が低い、正確には流動化が容易であってもその流動性は資本市場が提供していることから、すべての **equity** は **illiquid** と分類される（基準④）。

資産項目に関しては、貸出とそれ以外の項目で扱いが異なる。まず貸出は、貸出先による分類と、満期による分類の2通りの分類が行われている。貸出先による分類の場合、満期が長く、大きな損失を被らない限り売却も難しい企業向け貸出やリース債権は **illiquid** に（基準⑤）、住宅担保証券や消費者ローン、他の預金取扱金融機関や政府向けの貸出など売却（流動化）や証券化が容易な貸出は **semi-liquid** に分類される（基準⑥）。この貸出先による分類の基準は、**cat (category)** 基準と呼ばれる。これに対して満期による分類の場合、満期1年以内の短期貸出は **semi-liquid**（基準⑧）、1年超の中・長期貸出は **illiquid**（基準⑦）に分類され、この基準は **mat (maturity)** 基準と呼ばれる。貸出以外の資産については、大きな損失を負わずに売却することができない土地や建物（**premises**）、非連結子会社への投資などが **illiquid** に（基準⑨）、流動化が容易な現金、証券、他の市場性のある資産を **liquid** に（基準⑩）分類する。

デリバティブ、コミットメント・ローン、信用保証など、現代の銀行は一般的に貸借対照表に記載されることのない取引を活発に行うようになっている。このため、こうしたオフバランスシート項目を取り込んで指標を作成することは非常に重要である。オフバランスシート項目に関しては、保証（クレジットデリバティブを含む）と他のデリバティブによって多少基準が異なる。

前者に関してはまず、コミットメント・ローン（loan commitments）と信用状（letter of credit）は資産項目の貸出と同様に、流動化が難しいという基準から illiquid に分類される（基準⑪）。次に、クレジットデリバティブや有価証券の貸付（securities lent）は、住宅担保証券（residential mortgage）や消費者ローンと同様に証券化などにより流動化できる可能性があり、その純額（net amount）を semi-liquid と分類する（基準⑫）。原債権の権利義務関係に移転させずに経済的利益・リスクのみを移転させる参加（participation）は、バランスシート上の流動的な証券と同様の扱いとして liquid と分類される（分類⑬）。最後に上記以外のすべてのデリバティブ、たとえば金利・外国為替・株式・商品などに関する先物やオプションなどは、容易に売買可能であり流動的な証券と同様だとして liquid と分類される（基準⑭）。

以上が貸借対照表の各項目についての分類基準であるが、Berger and Bouwman (2009)はこれらを用いて“cat fat”、“cat nonfat”、“mat fat”、“mat nonfat”という4つの指標を作成している。この4つは、貸出の分類に用いる基準を cat 基準とする（cat）か mat 基準とする（mat）か、ならびにオフバランスシート項目を計算に含める（fat）か含めない（nonfat）か、という組み合わせによるものである。

2.1.3. LCM 計算の第二・第三段階：ウェイト付き加重

第二段階では、上記の各項目に対し、流動性のレベルに応じたウェイトを設定する。

銀行が創出する流動性は、資産の流動性が低いほど、負債の流動性が高いほど大きい。

このため、資産項目のウェイトは流動性が低いほど値が高くなるように、負債項目のウェイトは流動性が高いほど値が高くなるように設定される。

Berger and Bouwman(2009)において用いられているウェイトの値は以下のとおりであり、これらの値は表 2 にも示している。まず資産項目の場合、illiquid な資産のウェイトは 1/2、semi-liquid な資産のウェイトは 0、liquid な資産のウェイトは-1/2 とされる。負債項目では、liquid な負債は 1/2、semi-liquid な負債は 0、illiquid な負債は-1/2 であり、資本項目はすべて illiquid な負債と同じく-1/2 である。オフバランスシート項目に関しては、まず保証・クレジットデリバティブのうち illiquid なものについてのウェイトは 1/2、semi-liquid なものは 0、liquid なものは-1/2 である。他のデリバティブはすべて liquid と分類される。

以上の準備に基づき、実際に指標を求めるのが第三段階である。この段階では第一段階の分類に対応して第二段階で設定したウェイトの値を、各項目の実際の値に乘じ、得られる積をすべての項目に関して合計することで、加重合計値として LCM を求める。つまり、LCM は次の式によって定義される。

LCM(Berger and Bouwman 2009)

$$\begin{aligned} &= \frac{1}{2} \times (\text{illiquid 資産額}) + 0 \times (\text{semi-liquid 資産額}) + \left(-\frac{1}{2}\right) \times (\text{liquid 資産額}) \\ &+ \frac{1}{2} \times (\text{liquid 負債額}) + 0 \times (\text{semi-liquid 負債額}) + \left(-\frac{1}{2}\right) \times (\text{illiquid 負債・資本額}) \\ &+ \frac{1}{2} \times (\text{illiquid オフバランスシート項目額}) \\ &+ 0 \times (\text{semi-liquid オフバランスシート項目額}) \\ &+ \left(-\frac{1}{2}\right) \times (\text{liquid オフバランスシート項目額}) \end{aligned}$$

2.2. 日本の LCM の計算方法

上記の基準はアメリカの銀行に適用するためのものであり、会計制度や金融制度が異なる日本の銀行にそのまま当てはめることはできない。そこで、本稿では実務家向けの手引書である銀行会計問題研究会(2016)を参考にしながら日本の銀行会計におけるバランスシート項目を検討し、Berger and Bouwman (2009)の基準の根拠に立ち返って日本の銀行にとって適切な分類を行う。

2.2.1. データ

本稿で用いるデータは、全国銀行協会が公表している『全国銀行財務諸表分析』における「全国銀行総合財務諸表（業態別）」の各年度版である。同資料は、終戦の 1945 年度（昭和 20 年度）上期には発行されていたが、同年下期から 1947 年度（昭和 22 年度）下期においては休刊となっている。その後、1948 年度上期から刊行が再開され、1980 年度（昭和 55 年度）までは年 2 回（上期と下期）の刊行となったが、1981 年度（昭和 56 年度）以降は年 1 回の刊行となっている。⁵ 本稿では各年度の年度末（半期決算の年度の場合は下期期末）時点における LCM を計測する。具体的には、全国銀行の表記が始まった 1949 年度（昭和 24 年度）の下期から 2019 年度までの期間を対象に各年度末の流動性創出額を計算することとする。⁶

「全国銀行総合財務諸表（業態別）」に収録されている財務諸表の項目は、年を追うごとに項目が細分化され、項目数が基本的に増加している。このため、直近の収録項

⁵ 1981 年度（昭和 56 年度）以降、各年度上期については「全国銀行中間財務諸表分析」という名称で公表されている。

⁶ 戦後における金融制度の再編成については、大蔵省財政史室(1983)pp.329-522などを参照。なお、寺西(1982)では、「1949 年ないし 50 年頃から、金融制度が大々的に再編成されることになった」と論じている。

目を用いて分類基準を定めれば、過去の年度の項目についてもそれに対応する項目の基準を当てはめることができる。そこで、以下では、2019年度の項目を使って分類基準を説明したうえで、過去の年度の項目との違いをまとめて説明することにしたい。

2.2.2. 分類基準と定義

本稿で用いる基準は、以下の表3から表7にまとめている。このうち表3、4は負債項目、表5は資本項目、表6、7は資産項目に関するものである。各表には最左列に貸借対照表の項目を示した上で、それに対応する流動性分類を、用いるウェイトの値とともに示している。ウェイトの値は Berger and Bouwman (2009) と整合的に、illiquid な資産と liquid な負債には 1/2、semi-liquid の資産と負債には 0、liquid な資産と illiquid な負債には -1/2 を用いる。

表に示した通り、流動性の分類には“progressive”基準（積極的基準）と“conservative”基準（保守的基準）という二つの基準を設定している。その理由は、いくつかの項目において、liquid、semi-liquid、illiquid のいずれに分類すればよいかが明確でないからである。たとえば負債項目の「コールマネー」は、コール市場における借入を計上する項目であるが、コールマネーには様々な満期のものが存在する。短期の借入の比率が高い場合には、同項目は表2の基準①-1に従って liquid とすべきであるが、長期が多い場合には、基準②-1にしたがい semi-liquid と分類すべきである。そこで、こうした場合に LCM がより高く計算される方向に分類する場合を progressive 基準とし、低く計算される方向に分類する場合を conservative 基準とした。コールマネーの場合、progressive 基準では liquid と分類され、conservative 基準では semi-liquid と分類される。

ただし、progressive 基準と conservative 基準の区別は、表2のうち③の other liabilities

あるいは⑨の other assets に相当するもの、特に未収金や前受金、引当金などの経過勘定については行わないものとした。経過勘定項目は、Berger and Bouwman (2009)では基準③あるいは⑨に従って、すべて illiquid と分類されている。⁷ 彼らの取り扱いとの整合性を保つため、本稿でも経過勘定項目は illiquid と分類することにする。

各項目の分類の根拠となるのは、表 2 に示した原論文の判断基準である。表 3 から 7 の「基準」列には、表 2 において対応する基準を、表 2 の「No.」の数値として示している。「補足説明」列には必要と思われる項目について、分類の理由を示している。

これらの基準に基づき、本稿では LCM を以下の式として定義する。なお、この式はオフバランスシート項目に関して Berger and Bouwman (2009)の定義式(2.1.3 節)と異なっている。これは、Berger and Bouwman (2009)が純(net)額の数値を用いているのに対し、本稿では貸借対照表の資産側と負債側の粗(gross)額の数値を用いるためである。この点については 2.2.6 節で詳しく説明する。

LCM(本稿)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{2} \times (\text{illiquid 資産額}) + 0 \times (\text{semi-liquid 資産額}) + \left(-\frac{1}{2}\right) \times (\text{liquid 資産額}) \\
 &+ \frac{1}{2} \times (\text{liquid 負債額}) + 0 \times (\text{semi-liquid 負債額}) + \left(-\frac{1}{2}\right) \times (\text{illiquid 負債・資本額}) \\
 &+ \frac{1}{2} \times ((\text{illiquid オフバランスシート資産項目額}) - (\text{同負債項目額})) \\
 &+ 0 \times ((\text{semi-liquid オフバランスシート資産項目額}) - (\text{同負債項目額})) \\
 &+ \left(-\frac{1}{2}\right) \times ((\text{liquid オフバランスシート資産項目額}) - (\text{同負債項目額}))
 \end{aligned}$$

2.2.3. 負債項目

負債項目の分類は、表 3 および表 4 に示した通りである。このうちまず預金に関し

⁷ この点については Allen Berger 氏から教示を受けた。

ては、当座預金、普通預金、貯蓄預金など価値を棄損することなく直ちに引き出せるものについては基準①-1 に従い liquid とした。これに対して通知預金、定期預金等は、満期前に引き出すのに多少の困難がある、あるいは手数料等を伴い引き出す場合に価値が減少してしまうため、基準②-1 に従い semi-liquid とした。譲渡性預金については容易に売買可能なため liquid とした（基準①-1）。債券に関しては、主として金融債と考えられ、短期・中期の負債（基準②-2）として semi-liquid とした。

表 3 日本の銀行の流動性分類基準：負債（1）

項目		Progressive		Conservative		基準	補足説明
		分類	適用 weight	分類	適用 weight		
(負債の部)							
預金 (内訳を使うため合計は使わない)							
預	当座預金	liquid	1/2	liquid	1/2	①-1	
	普通預金	liquid	1/2	liquid	1/2	①-1	
	貯蓄預金	liquid	1/2	liquid	1/2	①-1	
	通知預金	semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-1	
	定期預金	semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-1	
	定期積金	semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-1	
その他の預金		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-1	
譲渡性預金		liquid	1/2	liquid	1/2	①-1	
債券		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
コールマネー		liquid	1/2	semi-liquid	0	①-1または②-1	オーバーナイト物が多ければliquid, そうでなければsemi-liquid
売現先勘定		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
債券貸借取引受入担保金		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
売渡手形		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
コマースヤル・ペーパー		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
特定取引負債 (オフバランスシート関連のため表8参照)							
特	売付商品債券 (オフバランスシート関連のため表8参照)						
	商品有価証券派生商品 (オフバランスシート関連のため表8参照)						
	特定取引売付債券 (オフバランスシート関連のため表8参照)						
	特定取引有価証券派生商品 (オフバランスシート関連のため表8参照)						
	特定金融派生商品 (オフバランスシート関連のため表8参照)						
借用		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
再割引手形 (合計を使うため内訳は使わない)							
	借入金 (合計を使うため内訳は使わない)						
外国為替 (内訳を使うため合計は使わない)							
外	外国他店預り	liquid	1/2	liquid	1/2	①-1	
	外国他店借	semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
	売渡外国為替	illiquid	-1/2	illiquid	-1/2	③	
	未払外国為替	illiquid	-1/2	illiquid	-1/2	③	
短期社債		semi-liquid	0	semi-liquid	0	②-2	
社債		semi-liquid	0	illiquid	-1/2	②-2か③	満期10年以上が多ければ③
新株予約権付社債		semi-liquid	0	illiquid	-1/2	②-2か③	満期10年以上が多ければ③
信託勘定		semi-liquid	0	illiquid	-1/2	②-2か③	満期10年以上が多ければ③

表 4 日本の銀行の流動性分類基準：負債（2）

項目		Progressive		Conservative		基準	補足説明
		分類	適用 weight	分類	適用 weight		
(負債の部) (続)							
そ	の	他	負	債 (NA:内訳を使うため合計は使わない)			
	未	決	済	為 替 借 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③	経過勘定・引当金であるため
	未	払	法 人 税 等 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③	経過勘定・引当金であるため	
	未		払 費 用 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③	経過勘定・引当金であるため	
	前		受 収 益 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③	経過勘定・引当金であるため	
	従	業	員 預 り 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③	経過勘定・引当金であるため	
	給	付	補 填 備 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③	経過勘定・引当金であるため	
	先	物	取 引 受 入 証 拠 金 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	先	物	取 引 差 金 勘 定 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	借	入	商 品 債 券 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	借	入	特 定 取 引 有 価 証 券 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	借	入	有 価 証 券 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	売	付	商 品 債 券 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	売		付 債 券 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	金	融	派 生 商 品 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	金	融	商 品 等 受 入 担 保 金 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
	リ	一	ス 債 務 semi-liquid	0 illiquid	-1/2 ②-2か③		有形固定資産のうち借りている部分であり、financialリースの期間による
	資	産	除 去 債 務 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
	そ	の	他 の 負 債 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
賞	与	引	当 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
役	員	賞	与 引 当 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
退	職	給	付 引 当 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
役	員	退	職 慰 労 引 当 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
そ	の	他	の 引 当 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
特	別	法	上 の 引 当 金 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
		金	融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 (合計を使うため内訳は使わない)				
繰	延	税	金 負 債 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
再	評	価	に 係 る 繰 延 税 金 負 債 illiquid	-1/2 illiquid	-1/2 ③		
支		払	承 諾 (オフバランスシート関連のため表8参照)				
負	債	の	部 合 計 (内訳を使うため合計は使わない)				

コールマネーについては、オーバーナイト物の借入が多くを占める場合には基準①-1 に従い liquid、それよりも長期の借入の場合には基準②-1 に従い semi-liquid とするのが適当だと考えられる。このため Progressive 基準で liquid、Conservative 基準で semi-liquid とした。売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、売渡手形、コマーシャルペーパー（CP）は、短期・中期の負債（基準②-2）として semi-liquid とした。

次に示されている特定取引負債は、特定取引勘定とよばれる勘定を設置した銀行について、特定取引に該当する負債を計上する項目である。⁸ 特定取引は、いわゆる

⁸ 以下の説明については銀行経理問題研究会(2016, 第3章 3.A.8)の(2)(p.180-)を参考にした。

トレーディング目的のため、すなわち金利や通貨、金融商品の価格変動を利用して利益を得ること、あるいはその際に生じうる損失を減少させること、を目的として、自己の計算において行う取引であり、短期的な利鞘獲得のためのデリバティブ取引、商品有価証券取引、あるいはリスクヘッジのための有価証券取引等が該当する。⁹ 特定取引勘定は、特定取引の対象となる財産を他の財産と区分経理するための勘定であり、その内訳項目である商品有価証券勘定および売付商品債券勘定の合計額が一定額以上の銀行には設置が義務づけられ、それ以外の銀行も任意で設定できる。なお、未設置の銀行であっても売買目的の有価証券やデリバティブ取引は対応する各勘定科目において把握し、時価会計を適用する必要がある。

特定取引勘定のうち負債として記載される項目は、いずれも一般的には貸借対照表には記載しない、オフバランスシート取引を計上するための項目である。こうした項目についてはやや取り扱いが複雑になるため、他のオフバランスシート取引関連項目と同様に、2.2.6 節でまとめて説明を行う。

借入金、再割引手形と借入金に分かれ、前者は自ら割り引いた手形を市中であるいは日本銀行に割り引いてもらう場合、後者は日本銀行からの担保付き借入と他の金融機関からの借入にあたる。これらはいずれも短中期の負債であるため、基準②-2 から semi-liquid とした。

外国為替に関しては、負債項目としては外国他店預り（他金融機関から預かった、外国為替等の決済のための当座預金）、外国他店借（外国他店預りの当座借越やリフ

⁹ 銀行法施行規則第十三条の六の三は特定取引を、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で、自己の計算において行う市場デリバティブ取引」「外国市場デリバティブ取引のうち、有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの」や、有価証券や有価証券関連デリバティブ取引、国債や有価証券等の引受、金銭債権や短期社債等の取得や譲渡、店頭デリバティブ取引、先物外国為替取引、商品デリバティブ取引、などによって定義としている。預金や貸出等銀行の固有業務に関わる資金取引や、中長期的な投資（運用）目的での有価証券保有（投資有価証券）も特定取引には含まれず、後者は「有価証券」の各該当項目に記載される（銀行経理問題研究会 2016, p.183）。

ファイナンス等の外為関連短期借入)、売渡外国為替(売り渡した邦貨や外貨表示の外国為替のうち支払店・支払銀行にその資金(代わり金)を支払っていないもの)、未払い外国為替(支払いのための外貨や法貨表示の外国為替でまだ支払っていないもの)の4項目からなる。¹⁰ このうち、外国他店預りは当座預金であるため、基準①-1にしたがって liquid とし、外国他店借は短期の負債として基準②-2 から semi-liquid とした。売渡外国為替と未払外国為替に関しては、未払の資金や前受金的一种であり、経過勘定であるため、2.1.2 節で述べた通り基準③の other liabilities として illiquid とした。

短期社債は、短期の負債として基準②-2 により semi-liquid とした。社債と新株予約権付社債に関しては、中期の負債であれば基準②-2 により semi-liquid、長期の負債であれば基準③により illiquid となる。このためこれらは progressive 基準では semi-liquid、conservative 基準では illiquid とした。信託勘定借は、「信託勘定の余裕金または未運用元本を銀行勘定経由で運用を行う場合の勘定であり、約定期間の定めはなく、中間決算日において返済を行う場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなして」計上する(農中信託銀行 2017 年度ディスクロージャー誌)ものであり、社債や新株予約権付社債に準じ、progressive 基準で semi-liquid、conservative 基準で illiquid とした。

表 4 の負債項目に移ると、まずその他負債は様々な項目から成っており、個別に判断する必要がある。このうち未決済為替借(内国為替の仕向為替金支払いに伴う債務)、未払法人税等、未払費用、前受収益、従業員預金、給付補填準備金については経過勘定であるため、other liabilities (基準③)として illiquid に分類した。これに対して先物取引受入証拠金以下、金融商品等受入担保金までの項目は、いずれもオフバランスシート取引関連の項目である。これらの取り扱いについては、2.2.6 節で説明する。

¹⁰ 1981 年度以前は海外借款借の項目があり、これは illiquid に分類している。

リース債務は、資産として計上したリース資産の見合いとして計上する項目である。これについてはリース期間によって基準②-2 あるいは基準③のいずれかに分類できるため、progressive 基準で liquid、conservative 基準で semi-liquid とした。資産除去債務は、取得、建設、開発、あるいは使用した有形固定資産の除去に関して法令や契約上生じる法律上の義務を金額換算したもので、耐用年数に応じて各期に費用配分される。これについては流動性の低い負債と考え、その他の負債と合わせて基準③により illiquid とした。

残りの負債項目については、賞与引当金から再評価に係る繰延税金負債までの項目は経過勘定であるため、other liability（基準③）として illiquid とした。最後に支払承諾は、銀行が提供する債務保証に関する項目であり、オフバランスシート取引に当たるため、その説明は 2.2.6 節で行う。

2.2.4. 資本項目

資本項目に関する分類は、表 5 に示した通りである。日本の銀行の資本項目は資本金や剰余金などに細分されているが、資本項目はすべて illiquid と分類することがルール（基準④）であるため、合計値である「純資産の部合計」の値を illiquid な資本の数値として用いる。

表 5 日本の銀行の流動性分類基準：資本

項目		Progressive		Conservative		基準	補足説明
		分類	適用 weight	分類	適用 weight		
(純資産の部)							
資 本		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
新 株 式 申 込 証 拠 金		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
資 本 剰 余 金		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
	資 本 準 備 金	金 (合計を使うため内訳は使わない)					
	そ の 他 資 本 剰 余 金	金 (合計を使うため内訳は使わない)					
利 益 剰 余 金		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
	利 益 準 備 金	金 (合計を使うため内訳は使わない)					
	そ の 他 利 益 剰 余 金	金 (合計を使うため内訳は使わない)					
	任 意 積 立 金	金 (合計を使うため内訳は使わない)					
	繰 越 利 益 剰 余 金	金 (合計を使うため内訳は使わない)					
自 己 株 式		式 (合計を使うため内訳は使わない)					
自 己 株 式 申 込 証 拠 金		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
株 主 資 本 合 計		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
土 地 再 評 価 差 額 金		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
新 株 予 約 権		金 (合計を使うため内訳は使わない)					
純 資 産 の 部 合 計		illiquid	-1/2 illiquid		-1/2 ④		
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		(NA:内訳を使うため合計は使わない)					

2.2.5. 資産項目

資産項目（表 6， 7）に関しては、2.1.2 節で説明した Berger and Bouwman(2009)と同様に、貸出とそれ以外とで分類が多少異なる。まず貸出（表 6 下）を見てみると、日本の銀行の貸借対照表では、貸出の方法に応じて、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越の 4 つの項目に分類されている。これらの分類としては、以下の理由に基づき、それぞれ semi-liquid、semi-liquid、illiquid、semi-liquid とした。

まず割引手形は、借手企業が企業間信用として取引相手に提供した与信（代金受取に関する債権）のうち、為替手形あるいは約束手形の形で行われたものについて、その手形を銀行が割り引く形で行われるものである。割引手形の場合、銀行は取引相手が借手企業に対して後日支払う代金を、貸出の返済として受け取る。手形は通常 2～4 か月程度の短期の貸借(企業間信用)に用いられるため(銀行経理問題研究会 2016)、割引手形の形をとる貸出の満期も 2～4 か月程度と考えられることから、分類として

は semi-liquid な資産とする（基準⑧）。^{11,12}

手形貸付の場合には、借入に際して借手自身が銀行に対して約束手形を発行し、将来の特定の日付に返済を行うことを約束する。その日付が満期となり、それまでの期間が借入期間となる。手形貸付は企業の運転資金供給に用いられ、借入期間は通常 3

表 6 日本の銀行の流動性分類基準：資産（1）

項目		Progressive		Conservative		基準	補足説明										
		分類	適用 weight	分類	適用 weight												
(資産の部)																	
現	金	預	け	金	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩										
	現	金(合計を使うため内訳は使わない)															
	預	金(合計を使うため内訳は使わない)															
コ	一	ル	ロ	一	ン	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩									
買	現	先	勘	定	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩										
債	券	貸	借	取	引	支	払	保	証	金	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩				
	入	手	形	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩											
買	入	金	銭	債	権	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩									
特	定	取	引	資	産	(NA:内訳を使うため合計は使わない)											
	商	品	有	価	証	券	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩	トレーディング用資産							
	商	品	有	価	証	券	派	生	商	品	(オフバランスシート関連のため表8参照)						
	特	定	取	引	有	価	証	券	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩	トレーディング用資産					
	特	定	取	引	有	価	証	券	派	生	商	品	(オフバランスシート関連のため表8参照)				
	特	定	金	融	派	生	商	品	(オフバランスシート関連のため表8参照)								
	そ	の	他	の	特	定	取	引	資	産	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩	トレーディング用資産			
商	品	有	価	証	券	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩			証券在庫						
	商	品	国	債	(合計を使うため内訳は使わない)												
金	銭	の	信	託	illiquid	1/2 illiquid	1/2 ⑨										
有	価	証	券	(内訳を使うため合計は使わない)													
	国		債	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩	投資目的										
	地	方	債	illiquid	1/2 liquid	-1/2 ⑩	投資目的										
	短	期	社	債	illiquid	1/2 liquid	-1/2 ⑩	投資目的									
	社		債	illiquid	1/2 liquid	-1/2 ⑩	投資目的										
	株		式	illiquid	1/2 liquid	-1/2 ⑩	投資目的										
	そ	の	他	の	証	券	illiquid	1/2 liquid	-1/2 ⑩	投資目的							
	貸	付	有	価	証	券	(オフバランスシート関連のため表8参照)										
投	資	損	失	引	当	金	illiquid	1/2 illiquid	1/2 ⑨								
貸	出	金(内訳を使うため合計は使わない)															
	割	引	手	形	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑧	short-term loans									
	手	形	貸	付	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑩	手形売買市場で売却できる貸付									
	証	書	貸	付	illiquid	1/2 illiquid	1/2 ⑦	medium- or long-term loans									
	当	座	貸	越	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑧	short-term loans									
外	国	為	替	(内訳を使うため合計は使わない)													
	外	国	他	店	預	け	liquid	-1/2 liquid	-1/2 ⑩								
	外	国	他	店	貸	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑧									
	買	入	外	国	為	替	illiquid	1/2 illiquid	1/2 ⑨								
	取	立	外	国	為	替	illiquid	1/2 illiquid	1/2 ⑨								

¹¹ 銀行に割引かれた手形のうち優良なものは、日本銀行による再割引の対象となりうるが、この場合も即座に流動化されるわけではないため、semi-liquid の分類が適切だと考えられる。

¹² 割引手形は、1981 年以前は銀行引受手形、商業手形の二項目に分かれていた。いずれも semi-liquid と分類している。

表 7 日本の銀行の流動性分類基準：資産（2）

項目		Progressive		Conservative		基準	補足説明
		分類	適用 weight	分類	適用 weight		
(資産の部) (続)							
そ の 他 の 資 産	(NA:内訳を使うため合計は使わない)						
未 決 済 為 替 貸 付	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
前 払 費 用	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
未 収 収 益	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	(オフバランスシート関連のため表8参照)						
先 物 取 引 差 金 勘 定	(オフバランスシート関連のため表8参照)						
保 管 有 価 証 券 等	(オフバランスシート関連のため表8参照)						
金 融 派 生 商 品	(オフバランスシート関連のため表8参照)						
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	(オフバランスシート関連のため表8参照)						
社 債 発 行 費	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
リ ー ス 投 資 資 産	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
そ の 他 の 資 産	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
有 形 固 定 資 産	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
建 物	(合計を使うため内訳は使わない)						
土 地	(合計を使うため内訳は使わない)						
リ ー ス 資 産	(合計を使うため内訳は使わない)						
建 設 仮 勘 定	(合計を使うため内訳は使わない)						
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	(合計を使うため内訳は使わない)						
無 形 固 定 資 産	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
ソ フ ト ウ ェ ア	(合計を使うため内訳は使わない)						
の れ ん	(合計を使うため内訳は使わない)						
リ ー ス 資 産	(合計を使うため内訳は使わない)						
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	(合計を使うため内訳は使わない)						
債 券 繰 延 資 産	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
前 払 年 金 費 用	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
繰 延 税 金 資 産	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
支 払 承 諾 見 返	(オフバランスシート関連のため表8参照)						
貸 倒 引 当 金	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
投 資 損 失 引 当 金	illiquid	1/2	illiquid	1/2	⑨		
資 産 の 部 合 計	(内訳を使うため合計は使わない)						

～4 か月と短期であるが、書換継続によって長期運転資金や設備資金に用いられることも少なくない（銀行経理問題研究会 2016、日本銀行金融研究所 1986）。しかし、日本では手形売買市場が存在するため、銀行は受け取った手形を容易に売買することができる。手形売買市場は 1977 年に創設され、銀行間の短期金融市場として活発に取引が行われてきた（日本銀行金融研究所 1986）。このため、手形貸付は semi-liquid な資産に分類する（基準⑧）。

証書貸付は、借手が手形ではなく借用証書（金銭消費貸借契約書）を差し入れることによって返済を約束するものであり、通常長期の借入に用いられる（銀行経理問題研究会 2016）。このため、illiquid な資産と分類するのが適当である（基準⑦）。最後

に当座貸越は、受け入れた預金額以上の引き出しを認めることによって提供する貸出しである。当座貸越は通常短期の借入に用いられるため、ここでは semi-liquid な資産に分類する（基準⑧）。

なお、こうした分類は主に貸出の満期に基づいて行っており、Berger and Bouwman (2009)の“mat”基準に対応している。Berger and Bouwman (2009)は、アメリカの Call Report のデータの中で利用可能な貸出先の特徴に関する情報（企業向け、リース、消費者ローンなど）に基づく“cat”基準の分類も行っているが、日本では借手や契約のタイプ、貸出使途などに関して銀行レベルの詳細なデータが得られないため、“cat”基準の指標を計算することはできない。¹³

貸出以外の資産項目（表 6、7）に関しては次の通りである。現金預け金は当然のことながら流動性が最も高く、liquid と分類する（基準⑩）。コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入手形、買入金銭債権は短期金融市場における運用であるため、基準⑩の other marketable assets に該当するものとして liquid と分類する。

特定取引資産に関しては、項目ごとの判断が必要である。まず商品有価証券、特定取引有価証券、その他の特定取引資産は、トレーディング用に保有する有価証券であり、基準⑩の securities に該当するため liquid とする。これに対して商品有価証券派生商品、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品は、トレーディングあるいはそのヘッジ用のデリバティブであるため、オフバランスシート取引を計上する項目である。このためこれらの項目については 2.2.6 節で説明を行う。

商品有価証券は、銀行が証券業務を営む場合に在庫として保有する証券を計上する項目である。この項目は特定取引資産の商品有価証券と同じであり、分類は基準⑩の

¹³ ただし、手形売買市場における流動化を考慮して分類を行った点において、本稿の分類は必ずしも“mat”基準のみに従っているわけではない。関連して、“cat”基準で同じ貸出先の場合でも、流動化の可能性の程度は異なっているかもしれず、その点で Berger and Bouwman (2009)の分類も十分ではない。

securities に該当するものとして liquid とする。金銭の信託は、信託会社に委託する金銭の信託であり、基準⑨の other assets に該当するものとして illiquid に分類する。

有価証券は、長期保有の投資目的の有価証券保有を記録するものであるが、その流動性は様々であると考えられるため、progressive 基準では illiquid、conservative 基準で liquid とする。なお、国債については、発行後 1 年未満を除き国債の市中売却が解禁されたのが 1977 年であることから、1977 年以前は常に illiquid、1978 年以降は常に liquid と分類している。貸付有価証券は、オフバランスシート取引を計上するための項目であり、その分類については 2.2.6 節で説明する。投資損失引当金は、文字通り有価証券等の投資において評価損を予め引き当て処理するための項目である。この項目は、基準⑨の other asset に該当するため、illiquid に分類する。

外国為替は、外国他店預け（他金融機関に預けた、外国為替等の決済のための当座預金）、外国他店貸（外国他店預りの当座貸越やリファイナンス等の外為関連短期貸出）、買入外国為替（買い入れた邦貨や外貨表示の外国為替のち取立店・取立銀行からその資金（代わり金）を受け取っていないもの）、取立外国為替（取立のための外貨や法貨表示の外国為替でまだ受け取っていないもの）から成り、それぞれ負債側の外国為替の各項目に対応している。¹⁴ このうち外国他店預けは当座預金であって、基準⑩の cash に該当するため liquid とする。外国他店貸は短期の貸出であり、基準⑧に該当するものとして semi-liquid とする。買入外国為替と取立外国為替については、経過勘定である未収金であるため、other asset（基準⑨）に該当するものとして illiquid とする。¹⁵

その他資産に関しては、まず未決済為替貸は内国為替取引によって生じた他行向け

¹⁴ 1981 年度以前は海外借款借見合貸の項目があり、illiquid と分類している。注 7 を参照のこと。なお、外国他店預けの項目は 1968 年度以降である。

¹⁵ なお、全国銀行の場合、1993 年度以前は外国為替の内訳項目が得られないため、その分類はまとめて illiquid としている。

債権である。同項目は、経過勘定である前払費用、未収収益とともに、基準⑨の other asset に相当するものとして illiquid に分類する。先物取引差入証拠金から金融商品等差入担保金までの項目は、オフバランスシート取引を計上する項目であるため、2.2.6 節で説明を行う。社債発行費は、同費用の経過勘定であるため、その他の資産として基準⑨により illiquid とする。リース投資資産は、貸手としてのリース資産を計上する項目であり、市場性が低い資産として基準⑨の other asset (illiquid) とする。その他の資産も同様である。

有形固定資産は基準⑨の premise にあたるため illiquid である。また無形固定資産も売却できないため基準⑨の other asset に相当するものとして illiquid とする。債券繰延資産は、債券発行差金のうち翌期以降の期間に対応する費用である（全国銀行財務諸表分析（2019 年度決算）「勘定科目の説明」（全国銀行協会）より）。このため、前払年金費用、繰延税金資産、再評価に係る繰延税金資産といった経過勘定とともに、基準⑨other asset に相当するものとして illiquid とする。

貸倒引当金と投資損失引当金は、将来の損失に備えた引当を行う項目であり、引当金の一種である。しかし、他の引当金とは性格が異なるため、負債項目として計上される他の引当金と異なり、負値を取る資産項目として取り扱われている。¹⁶ LCM の計算上は、貸倒引当金および投資損失引当金は、その他の資産 (other assets) として illiquid と分類し、負値に対してウェイト 1/2 を適用する。¹⁷ 最後に支払承諾見返は、与信としての債務保証を計上する項目であり、日本では負債項目（貸方）である「支払承諾」とともに財務諸表に計上される。債務保証はオフバランスシート取引であるため、その説明は 2.2.6 節で行う。

¹⁶ 1998 年度以前の時期には、貸倒引当金は正值の負債項目として計上されていた（2.2.7 節参照）。

¹⁷ この分類は、他の引当金、あるいは 1998 年度以前の正值の負債項目としての貸倒引当金の扱いと整合的である。2.2.7 節を参照。

2.2.6. オフバランスシート項目

日本の銀行の LCM を計算する上で最も注意すべきは、オフバランスシート取引関連項目の扱いである。日本の場合、オフバランスシート項目の捕捉は必ずしも包括的に行われてきたわけではなかったが、その範囲は時代を追って次第に広がっている。このため、各銀行のレベルでは、アメリカの「Schedule RC-L—Derivatives and Off-Balance-Sheet Items」と同様に、オフバランスシート取引に関する情報が財務諸表とは別に、有価証券報告書などにおいて示されている。しかし、我々が利用可能な情報は貸借対照表の情報のみであるため、同様の扱いは難しい。そこで、本稿では貸借対照表で捕捉されているオフバランスシート項目について、一つ一つ判断して分類を行う。

¹⁸ なお、貸借対照表上に示されていないオフバランスシート項目が存在するため（たとえばローン・パーティシペーション）、本稿で計算する LCM は、Berger and Bouwman (2009)の“fat”指標と“nonfat”指標の中間的な性質を持つものと言える。

オフバランスシート取引を記載する項目については既に触れてきたとおりであるが、該当する項目だけを抜粋してまとめたのが表 8 である。表から分かるように、該当する項目は、負債側では特定取引負債、その他負債、支払承諾、資産側では特定取引資産、有価証券、その他資産、支払承諾見返、に分かれる。これらの項目について、表では表 3～7 と同様にそれぞれの分類と、用いるウェイトの値を示している。

以下ではこれらの分類の詳細について個別に説明するが、共通する留意事項として次の 2 点に注意する必要がある。第一に、Berger and Bouwman (2009)（表 2）では多くのデリバティブ項目において、アメリカのデータから得られる純（Net）額を用いた計算が行われている。これに対して日本の財務諸表上の項目は、貸借対照表の

¹⁸ 2.1.1 節で触れた通り、コールレポートでも同様の情報を「Schedule RC—Balance Sheet」から得ることはできる。しかし、Berger and Bouwman (2009)ではそうした項目の分類は「Schedule RC-L—Derivatives and Off-Balance-Sheet Items」に対する表 2 の基準（2.1.2 節参照）によって行っていると考えられる。

表 8 日本の銀行の流動性分類基準：オフバランスシート取引関連項目の扱い

項目		Progressive		Conservative		基準	補足説明		
		分類	適用 weight	分類	適用 weight				
(負債の部)									
特	定	取	引	負	債				
	売	付	商	品	債 券	semi-liquid	0 semi-liquid 0 ⑫-2		
	商	品	有 価 証 券	派 生 商 品	liquid	1/2 semi-liquid	0 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid	
	特	定	取 引	売 付 債 券	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑫-2		
	特	定	取 引	有 価 証 券	派 生 商 品	liquid	1/2 semi-liquid	0 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
	特	定	金 融	派 生 商 品	liquid	1/2 semi-liquid	0 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid	
そ	の	他	負	債					
	先	物	取 引	受 入 証 拠	金	liquid	1/2 semi-liquid	0 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
	先	物	取 引	差 金 勘 定	liquid	1/2 semi-liquid	0 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid	
	借	入	商	品	債 券	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑫-2	
	借	入	特	定	取 引	有 価 証 券	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑫-2
	借	入	有	価	証 券	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑫-2	
	売	付	商	品	債 券	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑫-2	
	売	付	債	券	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑫-2		
	金	融	派	生	商 品	liquid	1/2 semi-liquid	0 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
	金	融	商	品	等 受 入 担 保 金	liquid	1/2 semi-liquid	0 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
支	払	承	諾	(資産側の相手方勘定である支払見返承諾のみを用いる)					
(資産の部)									
特	定	取	引	資	産				
	商	品	有 価 証 券	派 生 商 品	semi-liquid	0 liquid	-1/2 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid	
	特	定	取 引	有 価 証 券	派 生 商 品	semi-liquid	0 liquid	-1/2 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
	特	定	金 融	派 生 商 品	semi-liquid	0 liquid	-1/2 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid	
有	価	証	券						
	貸	付	有	価	証 券	semi-liquid	0 semi-liquid	0 ⑫-2	
そ	の	他	資	産					
	先	物	取 引	差 入 証 拠	金	semi-liquid	0 liquid	-1/2 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
	先	物	取 引	差 金 勘 定	semi-liquid	0 liquid	-1/2 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid	
	保	管	有 価 証 券	等	(空売り等により計上される負債項目の相手方勘定であるため用いない)				
	金	融	派	生	商 品	semi-liquid	0 liquid	-1/2 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
	金	融	商	品	等 差 入 担 保 金	semi-liquid	0 liquid	-1/2 ⑫-1か⑭	credit派生ならsemi, equityならliquid
支	払	承	諾	見	返	illiquid	1/2 illiquid	1/2 ⑪	

資産側と負債側に分けて計上されている。これらの数値はいずれも粗（Gross）額を表しているといえるため、LCM の計算上は資産側と負債側とで差し引きを行う必要がある。つまり、純額に対する表 2 のウェイトに対応させるため、資産側の項目には表 2 のウェイト、負債側の項目にはそのウェイトの符号を逆転させたものを用いることにする。第二に、一部の項目は複式簿記の原理に当てはめるため、実質的な数値を貸借対照表の一方に計上し、反対側に相手方勘定として同額の数値を計上している。こうした項目については、その項目の性質に基づき、資産、負債のいずれか一方のみを

用いることが適当である。

表の上から順に見ていくと、まず売付商品債券は、証券業務で空売りした債券を計上する項目である。空売りは表 2 の基準⑫-2 に該当し、分類は semi-liquid であるが、基準⑫-2 は純額（net securities lent）に対する分類であり、粗額表示の負債項目である売付商品債権には正負を逆転させたウェイトを用いるべきである。ただし、semi-liquid な項目に対するウェイトは 0 であるため、売付商品債権のウェイトは 0 となる。これに対して商品有価証券派生証券は、証券業務に関わる有価証券派生商品をみなし決済した結果生じる評価損やオプションプレミアムを処理する項目である。この項目は、該当するデリバティブがクレジットデリバティブであれば表 2 の基準⑫-1、その他のデリバティブであれば基準⑭に対応するためそれぞれ semi-liquid、liquid とするのが適当である。ただし、純額ではなく粗額の負債項目であるため、ここで用いるウェイトは、それぞれ 0、1/2 となる。このため、progressive 基準ではウェイト 1/2、conservative 基準ではウェイト 0 を用いる。特定取引売付債券は、特定取引のヘッジ目的で行った有価証券の空売りを計上する項目であるため、売付商品債券と同様の扱いとした。特定取引有価証券派生商品についても、商品有価証券派生商品と同様の処理を特定取引に対して行うための項目であるため、商品有価証券派生商品と同様の扱いとした。特定金融派生商品は、特定取引によるデリバティブのみなし決済により生じる評価損およびオプションプレミアムを処理する項目であり、やはり商品有価証券派生証券と同様に扱った。

その他負債として分類される項目に関しては、派生商品の担保（証拠金）を計上する先物取引受入証拠金と先物取引差金勘定は、債券先物（基準⑫-1）かその他の先物（基準⑭）かが不明なため、semi-liquid もしくは liquid とした。符号を逆転するため、用いるウェイトは semi-liquid な場合は 0（conservative 基準）、liquid な場合は 1/2（progressive 基準）である。借入商品債券、借入特定取引有価証券、借入有価証券、

売付商品債券、売付債券は、基準⑫-2 に該当するものであるため、semi-liquid（ウェイト 0）とした。金融派生商品は、クレジットデリバティブであれば基準⑫-1、その他のデリバティブであれば基準⑭となるため、semi-liquid（ウェイト 0、conservative 基準）もしくは liquid（ウェイト 1/2、progressive 基準）とした。金融商品等受入担保金も同様の取り扱いとした。

支払承諾は、銀行が提供する債務保証に関する項目である。ただし、保証においては保証対象となる債務を履行する義務とともに、本来の債務者に対する求償権を得るため、会計処理上は前者を負債項目の「支払承諾」、後者を資産項目の「支払承諾見返」に計上することになっている。本来債務保証はオフバランスシート取引であるため、ここでは資産側の支払承諾見返だけをオフバランスシート取引の基準に沿って illiquid なオフバランスシート取引（基準⑪の all other off-balance sheet liabilities）とし、負債側の支払承諾は計算に含めないことにした。

資産項目については、特定取引資産のうち商品有価証券派生商品、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、の三項目が、トレーディング用あるいはそのヘッジ用のデリバティブである。これら分類は、クレジットデリバティブ（基準⑫-1）であれば semi-liquid、その他のデリバティブであれば liquid（基準⑭）である。このため progressive 基準では semi-liquid（ウェイト 0）、conservative 基準では liquid（ウェイト -1/2）とした。資産側の項目としては、有価証券の中にもオフバランスシート取引関連である貸付有価証券が存在する。この項目は、基準⑫-2 に該当するため、semi-liquid としてウェイト 0 を用いる。

その他資産に含まれる項目としては、先物取引差入証拠金、先物取引差金勘定が派生商品の担保（証拠金）に関する項目である。これらは基準⑫-1 により semi-liquid（ウェイト 0）あるいは基準⑭により liquid（ウェイト -1/2）とする。これに対して保管有価証券等は、レポ取引で借り入れた有価証券や空売りした有価証券をレポ取引で引き

渡す際に、有価証券の返済義務を負債側に計上する際の資産側相手勘定である。この項目は、オフバランスシート取引をオンバランス化するために設けられる項目であるため、LCM の計算上は用いない。金融派生商品は、負債側の同項目と同様に扱い、クレジットデリバティブ（基準⑫-1）あるいはその他のデリバティブ（基準⑭）いずれの可能性も考慮して、progressive 基準では semi-liquid（ウェイト 0）、conservative 基準では liquid（ウェイト-1/2）とする。金融商品等差入担保金も同様である。

2.2.7. 項目変更

以上が 2019 年度の「全国銀行総合財務諸表」に収録されている各項目の分類方法であるが、同資料に収録されている項目は、会計基準の変更などによりすべての年度で全く同一ではない。こうした相違とその取扱いについて、軽微なものについては既にここまでの部分でも触れてきた。基本的には先に述べた通り、項目は年を追うごとに細分化されているため、過去の年度についても上記の項目に対応する項目が存在し、同様の流動性分類基準を当てはめることができる。ただし、一部にはやや説明を要する項目もあるため、ここではそうした項目に関してまとめておくことにしたい。

第一に、2005 年度以前は資産項目の有形固定資産が存在せず、対応する項目として動産不動産が存在する。そこで、2005 年度以前の動産不動産の項目は、2006 年度以降における有形固定資産と同じ分類基準を適用する。また同じ時期に資本の部が純資産の部と変更されたことに伴い、2005 年度以前の資本の部に対しては 2006 年度以降の純資産の部と同じ分類基準を適用する。

第二に、2001 年度以前においては負債項目の短期社債、新株予約権付社債が存在せず、転換社債が存在する。短期社債は、従来型のコマーシャル・ペーパーが持つ利便性をペーパーレス化により向上させるため、2003 年（平成 15 年）より短期社債の発

行が解禁されたために設定されたものである。これに対して新株予約権付社債は、それ以前の転換社債を引き継ぐ項目であり、2001 年（平成 13 年）の旧商法改正によって、転換社債が新株予約権付社債の一類型とみなされるようになったことを反映したものである。このため転換社債は新株予約権付社債と同じ分類を行う。

第三に、貸倒引当金・投資損失引当金については既に触れた通り、貸借対照表の様式改正により記載場所が変更されている。つまり、2019 年度時点の財務諸表では負債を取る資産側の項目であるが、この扱いは 1999 年度（2000 年 3 月期）以降のものであり、それ以前は負債側の項目として正值で計上されていた。この場合、これらの引当金は他の引当金と同様に、その他負債 (other liabilities) として扱うのが適当であり、illiquid な負債のウェイト-1/2 を用いることとなる。なおこの扱いは、1999 年度以降の負債資産項目としての貸倒引当金・投資損失引当金の扱いと矛盾するところはない。LCM の加重合計式に対するこれらの項目の貢献を考えると、1999 年度以降は「(負債金額)*(ウェイト-1/2)」が加えられるが、1998 年度以前は「(正值金額)*(ウェイト 1/2)」が加えられるためである。

第四に、デリバティブに関連する項目、具体的には特定取引資産（負債）、ならびにその他資産（負債）の中の当該関係項目は、1997 年度から貸借対照表への記載が始まっている。このため、それ以前の時期に関しては計算に含まれておらず、この時期の指標は Berger and Bouwman (2009) の“non-fat”指標に対応することになる。

最後に、過去には存在していなかった項目がいくつか存在する。貯蓄預金の計上は 1992 年度（平成 4 年 6 月）、売現先勘定の計上は 2000 年度以降である。また、繰延税金資産（負債）、再評価に係る繰延税金資産（負債）の計上は 1998 年度（平成 10 年 12 月）以降であり、債券繰延資産の計上は 1990 年度以降である。コマーシャル・ペーパーの計上は 1998 年度以降、賞与引当金の計上は 2001 年度以降であり、計上されるようになるタイミングが項目によって異なる。

2.2.8. 業態区分と基準化

本稿では 1949 年度から 2019 年度までの長期にわたる、全国銀行の LCM を計算する。データの出典である『全国銀行財務諸表分析』では、全国銀行は 1949 年度から掲載されており、当時でいうところの普通銀行、信託銀行、特別銀行から構成されている。¹⁹ ただし、1989 年度以降は、相互銀行が転換した第二地方銀行（以下「地方銀行Ⅱ」）が全国銀行に含まれるようになり、全国銀行の銀行数は飛躍的に増加した。具体的には、1988 年度において全国銀行は 87 行であったものが、1989 年度においては 154 行に増加している。²⁰ このため、「全国銀行」という名称は同じであるものの、LCM の計算に用いられる数値も 1989 年度から飛躍的に増加しており、全国銀行の系列は 1988 年度と 1989 年度で連続していない。こうした点に留意しながらも、本稿では全国銀行については 1949 年度から 2019 年度までの LCM を計測する。

また本稿では業態別の LCM も計算する。『全国銀行財務諸表分析』では、都市銀行については 1949 年度から 2019 年度まで一貫してデータが利用可能であり、地方銀行（地方銀行Ⅱを含まない、以下「地方銀行Ⅰ」）も同様である。したがって、区分に問題のある全国銀行のほかに、都市銀行、地方銀行Ⅰについてもそれぞれ LCM の計算を行う。これに対して地方銀行Ⅱに関しては、相互銀行から普通銀行に転換した 1989 年度以降において LCM を求め、業態間比較を行う。

業態別の試算とともに、本稿では Berger and Bouwman(2009)に倣い、LCM を基準化した系列も示す。定義から明らかなように、LCM は金額（水準）ベースで表される数値であり、銀行のバランスシートの規模が大きくなるほど値が大きくなる。これに対して規模に左右されない基準化した指標として、本稿では総資産額（グロス）で LCM

¹⁹ 特別銀行は、1952（昭和 27）年度からは債券発行銀行、1955（昭和 30）年度からは長期信用銀行（2003（平成 15）年度まで）へと名称変更している。

²⁰ 業態別の銀行数の推移は付表 2 に示されている。

を序した、LCM 比率を計算する。²¹ さらに、LCM の計算においては資産（貸借対照表の借方）項目のみを用いる場合、負債・資本（貸方）項目のみを用いる場合の計算も行い、それぞれの LCM 比率も示すことにする。

3. 日本の銀行に関する LCM の計算結果

3.1. LCM の推移

図 1 は、前節のルールに基づき、1949 年度から 2019 年度までの期間について、全国銀行の LCM を計算した結果を図示したものである。^{22,23} 図 1 を見ると、全国銀行の流動性創出の水準はこの長期間ではほぼ一貫して増加しており、progressive 基準の場合、足元の 2019 年度では 460 兆円を超える水準となっていることが分かる（conservative 基準の場合には 250 兆円）。²⁴

Progressive 基準の LCM に注目し、その変化をより具体的に見ていくと、LCM は 1960 年代後半に増加を始め、第一次オイルショック（1973 年）以降も増加が続いたが、1977 年度には増加が一段落している。しかし、1970 年代終わりにかけては再び増加を始め、水準は 50 兆円に達している。1980 年代に入っても増加は続き、特にバ

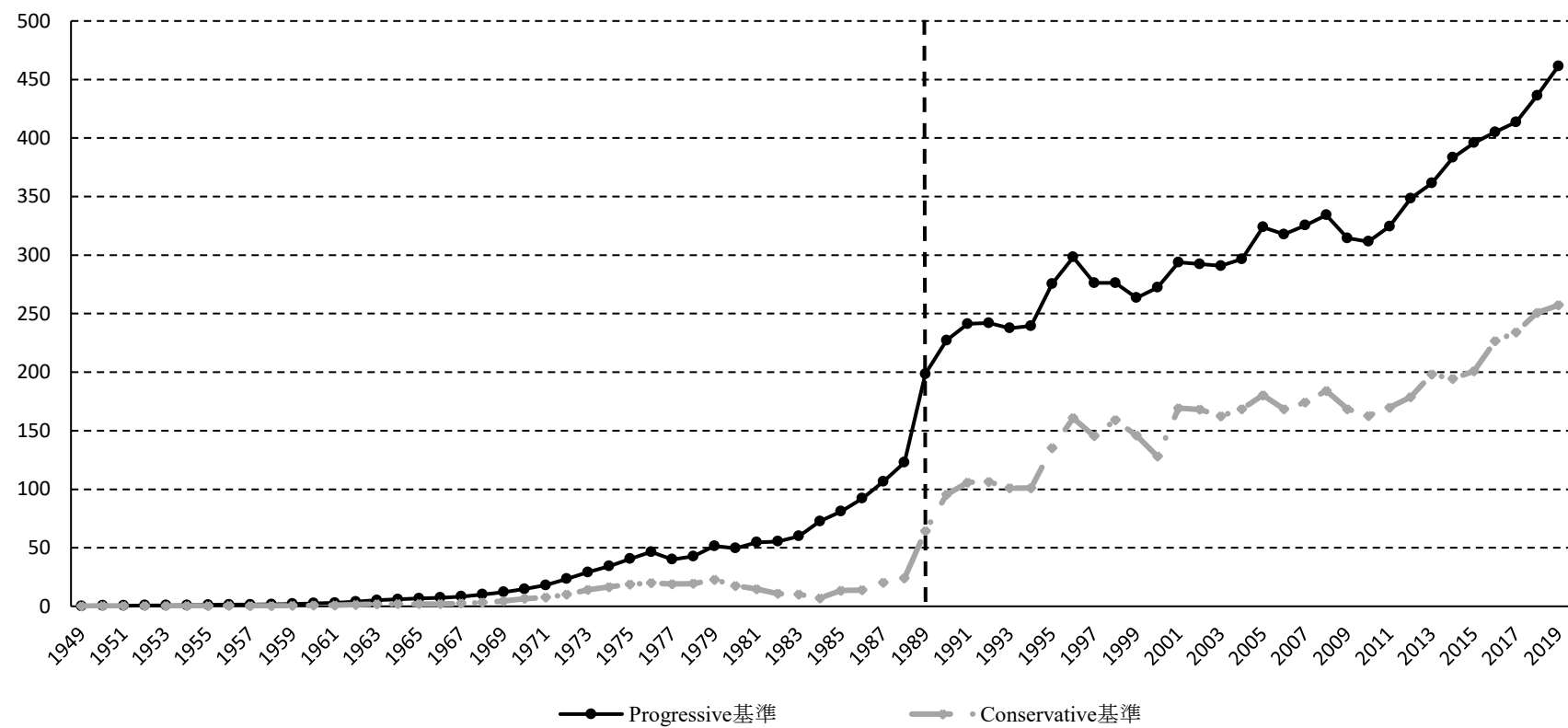
²¹ Berger and Bowman (2016)は、総資産、グロスの総資産、貸出金の 3 つで LCM の基準化を行っている。本稿では、貸倒引当金、投資損失引当金といった負債の資産項目を足し戻した総資産を用いて基準化を行う。なお、これらの項目は 1998 年度以前においては正值の負債項目として計上されていたため、この時期については総資産額をそのまま用いて基準化する。

²² サンプル期間が長期にわたるため、物価の変動を調整した結果は付図 1 に示している。そこでは Berger and Bowman(2016)の Chapter 8(pp.105 の脚注 1)に倣い、消費者物価指数を用いて LCM の値を調整している。

²³ 都市銀行および地方銀行Ⅰに絞って以下の図と同様の作図を行ったのが付図 2 以下である。地方銀行Ⅱは、相互銀行からの転換後からであり、図 5 と 6 を参照のこと。

²⁴ なお、1988 年度から 1989 年度にかけて、progressive 基準では 76 兆円弱、conservative 基準でも 40 兆円の急激な増加が見られるが、これは主として相互銀行の第二地方銀行転換による銀行数の増加が大きく影響している。

図1 流動性創出指標（LCM）の推移：全国銀行



注) 全国銀行のデータを用いて計算した LCM の水準を示したもの。縦軸は兆円、横軸は年度。全国銀行は、都市銀行、地方銀行Ⅰ、地方銀行Ⅱ、信託銀行、長期信用銀行。地方銀行Ⅱは1989年度から全国銀行に含まれるようになったため、その前後（破線の縦線前後）の LCM の連続性は担保されない。

ブル期の 1980 年代後半には増加が著しい。その後、1989 年度に LCM は急増しているが、これは地方銀行Ⅱが全国銀行に含まれるようになったことを反映しているものと考えられるため注意が必要である。しかし、この変化を差し引いても、1980 年代は LCM が一貫して増加していると考えられる。

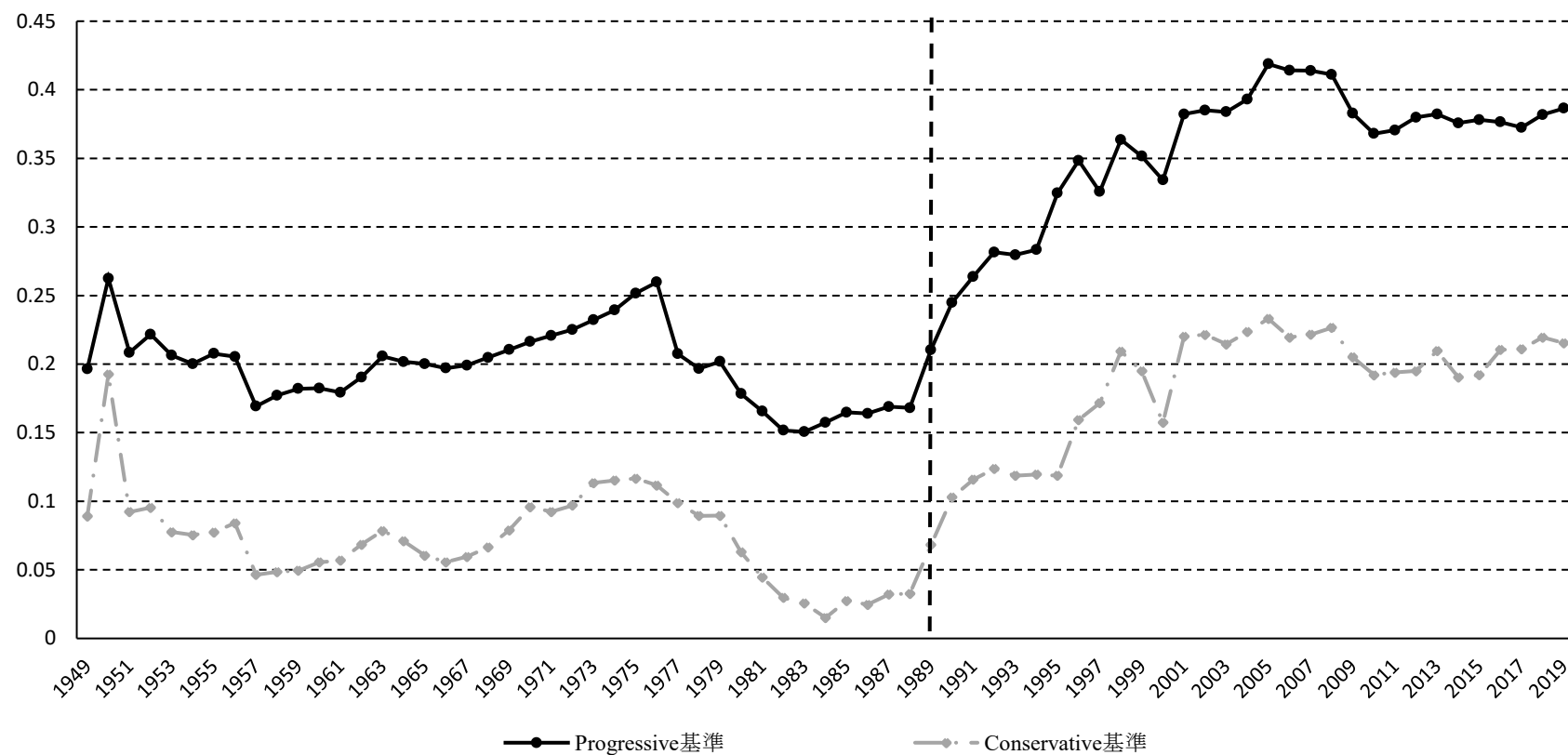
バブル崩壊後の 1990 年代前半には、LCM の動きは横ばいとなるが、1990 年代後半の金融危機の直前には再び増加し、1996 年には 300 兆円手前の水準となっている。その後、銀行危機が顕在化した時期には LCM は減少する一方、2000 年代に入ってから再び増加基調に転じ、水準は 300 兆円を超えている。リーマン・ショックを契機とする世界金融危機の影響が見られた時期には一時的な減少が見られるが、その後の LCM は増加基調が勢いを増しており、足元の 2019 年度においては 450 兆円を超える水準となっている。

3.2. LCM 比率の推移

続いて図 2 は、LCM 比率を示したものである。LCM 比率は、図 1 で示した LCM を、総資産（貸倒引当金など負の資産となっている値を足し戻したグロスの値）で基準化したものである。図 2 を見ると、図 1 とは多少異なる様相が読み取れる。Progressive 基準の LCM 比率は、1949 年度において 0.2 前後の値を示している。その後、1950 年度に急増した LCM 比率は 1950 年代後半に低下していくものの、1950 年代後半から 1970 代の半ばまで概ね増加基調となり、0.25 を超える水準になっている。その後、LCM 比率はしばらく減少が続き、1988 年度まで低いままであったが、それ以降は増加基調を示し、2000 年代後半には 0.4 を超えている。²⁵

²⁵ 総資産額で基準化しているため影響は小さいと考えられるものの、1989 年度以降、地方銀行Ⅱが全国銀行に含まれるようになった影響は考慮する必要がある。

図2 流動性創出指標（LCM）の対総資産比率（LCM 比率）の推移：全国銀行



注) 図1の LCM を、総資産（グロスの総資産＋マイナスの資産項目（貸倒引当金など））で割った比率（LCM 比率）を示したもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。全国銀行は、都市銀行、地方銀行Ⅰ、地方銀行Ⅱ、信託銀行、長期信用銀行。地方銀行Ⅱは1989年度から全国銀行に含まれるようになったため、その前後（破線の縦線前後）の LCM 比率の連続性は担保されない。

しかし、2009 年に 0.4 を下回ってからは 0.38 前後で横ばいに推移していることが分かる。これは図 1 の金額レベルで増加基調となっているのとは対照的である。この差は、金額面で見ても、流動性創出（LCM の値）にプラスで寄与する項目（illiquid な資産あるいは liquid な負債）以上に、寄与しない項目やマイナスで寄与する項目（semi liquid あるいは liquid な資産、illiquid あるいは semi illiquid な負債）が相対的に増加していることを示唆している。

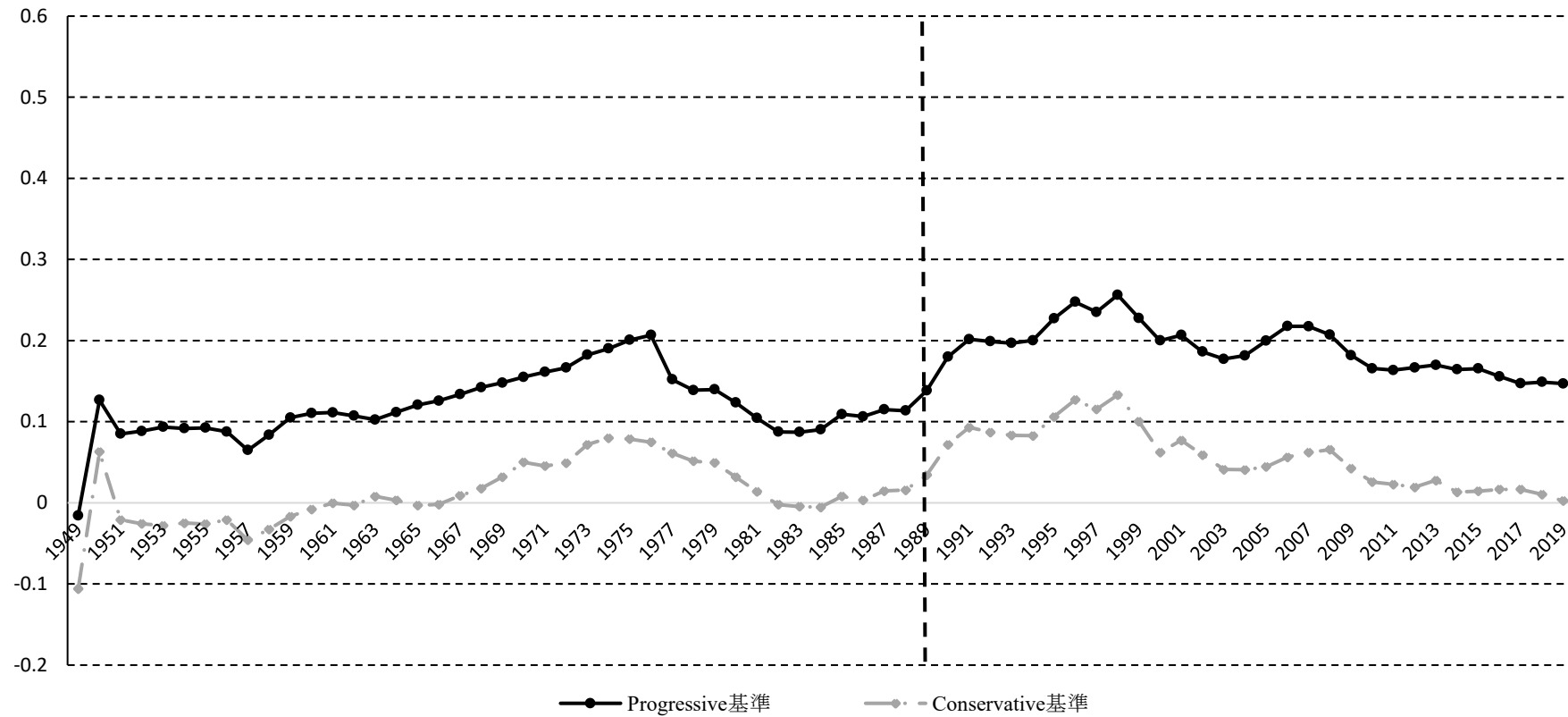
3.3. 資産項目の貢献と負債・資本項目の貢献

図 3 と図 4 は、LCM の計算において、資産側（財務諸表の借方）の項目のみ、あるいは負債・資本側（貸方）の項目のみを用いて LCM 比率を求めた結果を示している。これらの図を見ることで、図 2 の推移が資産側あるいは負債・資本側のどちらに起因するのかを読みとることができる。²⁶

結果から分かるように、流動性創出への貢献は、総じて資産側の方が大きく、1960 年代から 1970 年代半ばまで、対総資産比で 0.1 前後から 0.2 まで増加している。また、1970 年代後半から 1980 年代後半にかけては図 3 の資産項目の動きが図 2 の LCM 比率の動きと整合的なものに対し、負債・資本側の動き（図 4）はごく小さい。資産側の比率は、1980 年代後半から 1990 年代後半にかけて、0.2 を超える水準にまで増加しているが、負債・資本側の比率は 1990 年代半ばまで依然として 0.1 を割り込む低水準であり、その後増加しているものの 1990 年代後半は高まっていない。しかし、1990 年代後半以降は資産側が低下傾向にあるのに対し、負債・資本側は増加大きく増加し

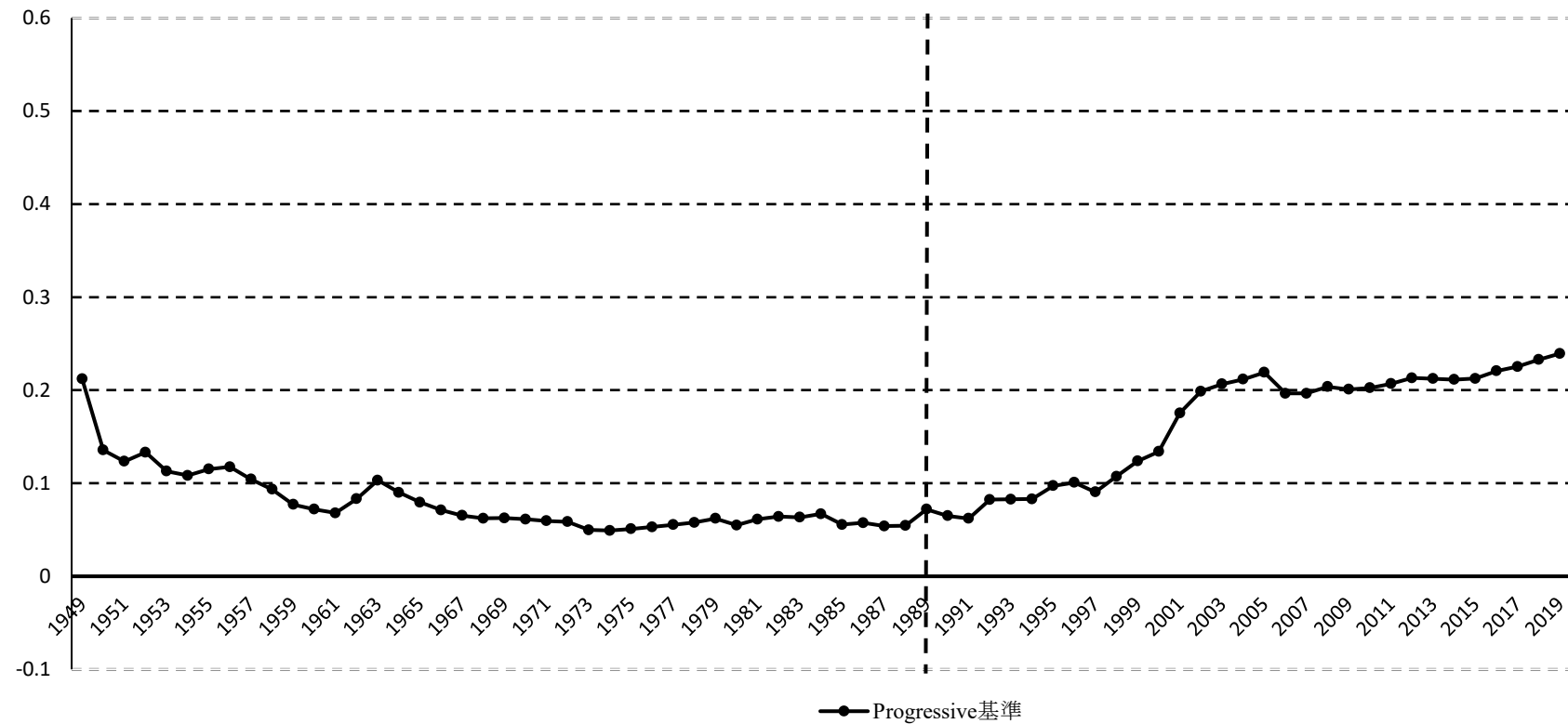
²⁶ 図 3 と図 4 からは、資産側における progressive 基準の LCM と conservative 基準の LCM との差が、負債側における progressive 基準と conservative 基準の差よりも大きいことも読みとれる。資産側の LCM における progressive 基準と conservative 基準の差が大きい主要因は、国債以外の有価証券が progressive 基準では illiquid、conservative 基準では liquid と分類されていることにある。

図3 資産項目のみを用いた LCM 比率の推移：全国銀行



注) 資産項目のみを用いて図2と同様の LCM 比率を求めたもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。全国銀行は、都市銀行、地方銀行Ⅰ、地方銀行Ⅱ、信託銀行、長期信用銀行。地方銀行Ⅱは1989年度から全国銀行に含まれるようになったため、その前後（破線の縦線前後）の LCM の連続性は担保されない。

図4 負債・資本項目のみを用いた LCM 比率の推移：全国銀行



注) 負債・資本項目のみを用いて図2と同様の LCM 比率を求めたもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。横軸は年度である。全国銀行は、都市銀行、地方銀行Ⅰ、地方銀行Ⅱ、信託銀行、長期信用銀行。地方銀行Ⅱは1989年度から全国銀行に含まれるようになったため、その前後（破線の縦線前後）の LCM の連続性は担保されない。

た後緩やかな増加に転じ、足元でも 0.2 を超えている。1990 年代後半以降は負債・資本側の項目が LCM 比率の変化をもたらしていることがわかる。

負債・資本項目の貢献が高まった理由を探るため、LCM の算出に用いる具体的な項目名に遡ってその変化を見てみると、1990 年代後半以降は特に預金の増加が LCM 比率の低下に大きく影響していることが分かる。普通預金の増加などを通じた流動性創出が大きくなっていることが分かる。他方で、資産側の項目の近年の傾向としては、現金・預け金の増加、国債保有やその他証券の増加などが、LCM 比率の低下に寄与していることも分かる。

3.4. 業態別の LCM 推移

図 5 は、全国銀行の内訳として、都市銀行、地方銀行Ⅰ、地方銀行Ⅱに分けて金額表示の LCM（progressive 基準）の推移を示したものである。²⁷ これによると、足元の 2019 年度では都市銀行の LCM が 214 兆円、地方銀行Ⅰが 184 兆円、地方銀行Ⅱが 39 兆円ほどとなっている。これらの数値は、各業態の相対的な規模を反映しており、各業態の流動性創出額に対する貢献は業態の規模に見合っていることが分かる。なお、全国銀行にはその他の銀行、信託銀行と長期信用銀行が含まれ、都市銀行、地方銀行Ⅰ、地方銀行Ⅱの合計と全国銀行の金額との差額である 42 兆円ほどがこれらの銀行による流動性創出額であることが読み取れる。

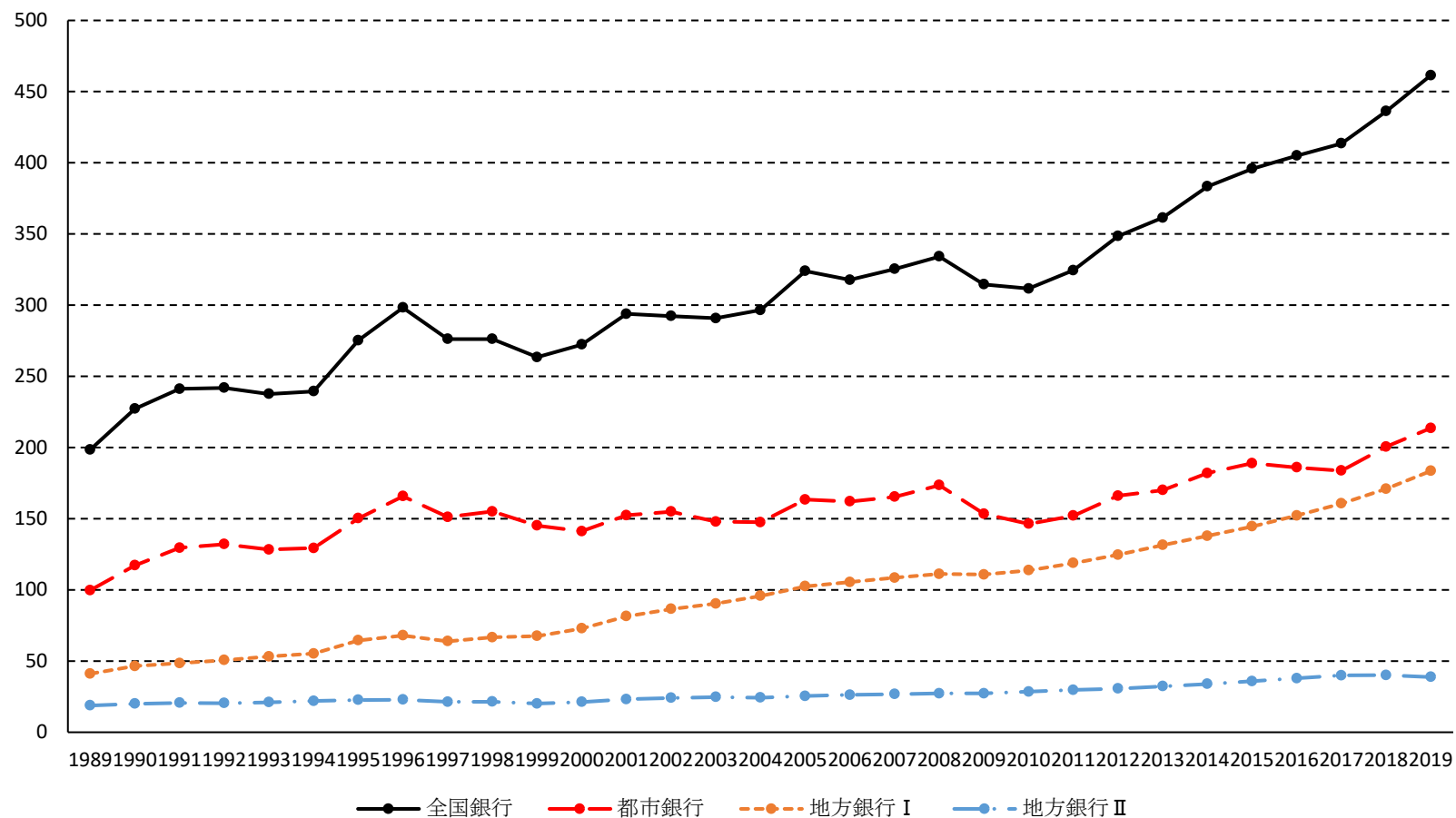
図 6 は、図 2 と同様の LCM 比率を図 5 に示した LCM を用いて求めたものである。

²⁸ これを見ると、図 5 と対照的な点として、地方銀行Ⅰと地方銀行Ⅱの LCM 比率が都市銀行のそれよりも高く、かつ 2008 年の世界的金融危機以降も上昇している点が

²⁷ Conservative 基準の結果は付図 10 に示している。

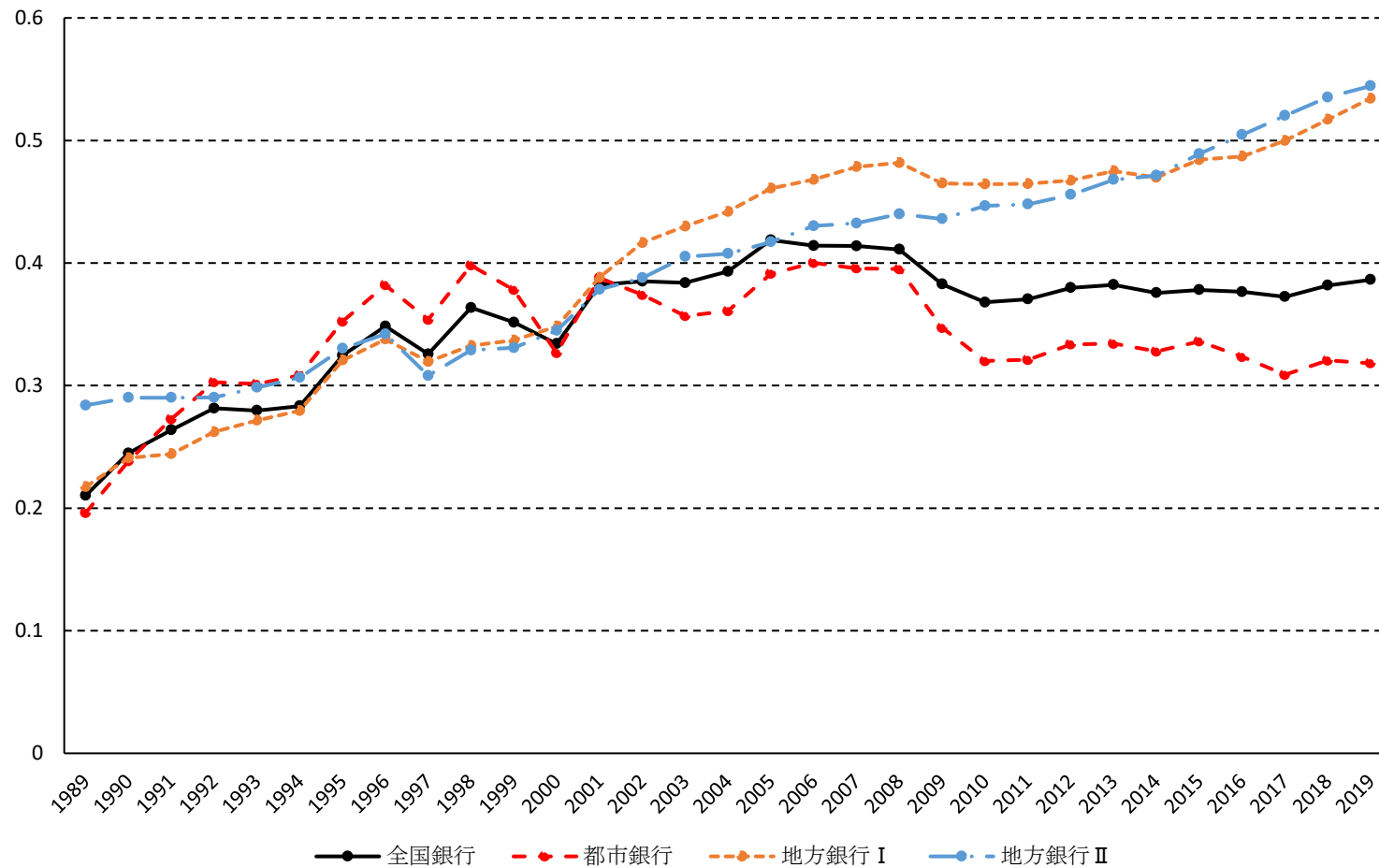
²⁸ 同様に conservative 基準の LCM 比率を示したのが付図 11 である。

図5 流動性創出指標（LCM）の業態別推移（progressive 基準、1989 年度～2019 年度）



注) Progressive 基準で求めた LCM を業態別に示したもの。縦軸は兆円、横軸は年度。全国銀行は、都市銀行、地方銀行Ⅰ、地方銀行Ⅱ、信託銀行、長期信用銀行。

図6 流動性創出指標（LCM）の対総資産比率（LCM 比率）の業態別推移（progressive 基準、1989 年度～2019 年度）



注) 図5の progressive 基準の LCM を、総資産（グロスの総資産＋マイナスの資産項目（貸倒引当金など））で割った比率（LCM 比率）を示したもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。全国銀行は、都市銀行、地方銀行 I、地方銀行 II、信託銀行、長期信用銀行。

興味深い。具体的には、2000 年以降において、地方銀行Ⅰと地方銀行Ⅱが 0.4 から 0.5 を超える水準にまで増加している一方で、都市銀行では 0.4 を割り込み、0.3 近辺まで逆に低下していることが分かる。

4. おわりに

本稿では、銀行の流動性供給機能を計測する流動性創出指標（LCM）について、日本の銀行データを用いて計算する方法を検討し、実際の計算結果を示した。本稿で得られた結果を改めて簡単にまとめると、以下の通りである。

第一に、全国銀行の金額レベルでの流動性創出の水準は、1949 年から 2019 年まで基本的に増加基調にあることが分かった。第二に、規模の効果を取り除くために総資産額で基準化した LCM 比率を見ると、金額レベルでの LCM とは異なる様相が読み取れた。中でも LCM 比率の変化には長年、資産項目の変化が大きく寄与していたものが、近年ではそれと同等かそれ以上に負債項目の寄与が増加しており、特に預金増加の影響が大きくなっていることが示された。第三に、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行の業態別に LCM 比率を見てみると、2000 年以降において、地方銀行と第二地方銀行が増加傾向にある一方で、都市銀行では減少傾向にあることが明らかとなった。

こうした結果は、直接的には銀行の財務意思決定を反映している一方で、当然のことながら、その時々銀行ビジネスの事業環境や経済環境、たとえば実物経済の状況や金融政策、金融行政・制度、金融構造なども大きな影響を与えているはずである。また、上記第三の結果について言えば、銀行のビジネスモデル選択の違い、つまり伝統的な預貸業務が中心であり流動性供給において重要な役割を果たす地方銀行と、手数料ビジネスや伝統的な銀行業務以外の金融業務の比重が高まり流動性供給機能が低下している都市銀行の違いを表している可能性がある。他方で、非伝統的金融政策

による大幅な金融緩和の影響が、ビジネスモデルの違いに起因する流動性供給機能の業態差を拡大した可能性もある。LCM と実物経済の状況、金融政策、金融行政・制度、金融構造との関係については、今後より詳細な分析を行う必要がある。

LCM は、その計算の詳細が複雑であるため、本稿ではその求め方を中心に説明を行った。しかし、LCM は本来銀行や金融システムの機能に関する様々な分析に用いることができる指標である。また本稿では銀行セクターのレベルで集計された LCM を求めたが、個別銀行レベルで LCM を計算することも可能である。今後は銀行個票データに基づく個別銀行の LCM を作成するとともに、日本の銀行の流動性創出と金融制度、金融政策などとの関係について、より詳細な実証分析を行っていくことにしたい。

参考文献

- 池尾和人 (2010)『現代の金融入門』(新版) ちくま新書, 筑摩書房.
- 内田浩史 (2010)『金融機能と銀行業の経済分析』日本経済新聞出版社.
- 内田浩史 (2016)『金融』有斐閣.
- 内田浩史 (2020)「金融制度設計に対する機能アプローチと銀商分離規制の検討」金融
庁金融研究センターディスカッションペーパーシリーズ, DP2020-4.
- 大蔵省財政史室 (1983)『昭和財政史 終戦から講和まで』第 13 卷 (金融 2)、東洋経済新報社.
- 木村耕三・百瀬功編著 (1996)『銀行経理の実務 (全訂版)』金融財政事情研究会.
- 銀行経理問題研究会 (2001)『銀行会計の実務 (第 5 版)』金融財政事情研究会.
- 銀行経理問題研究会 (2008)『銀行会計の実務 (第 7 版)』金融財政事情研究会.
- 銀行経理問題研究会 (2012)『銀行会計の実務 (第 8 版)』金融財政事情研究会.

- 銀行経理問題研究会 (2016)『銀行会計の実務 (第9版)』金融財政事情研究会.
- 寺西重郎 (1982)『日本の経済発展と金融』岩波書店.
- 日本銀行金融研究所 (1986)『わが国の金融制度 (新版)』日本信用調査.
- Baltas, K.N., G. Kapetanios, E. Tsionas and M. Izzeldin. (2017) “Liquidity Creation through Efficient M&As: A Viable Solution for Vulnerable Banking Systems? Evidence from a Stress Test under a Panel Var Methodology.” *Journal of Banking & Finance*, 83, 36-56.
- Berger, A.N., and C.H.S. Bouwman. (2009) “Bank liquidity creation.” *Review of Financial Studies* 22, 3779-3837.
- Berger, A.N., and C.H.S. Bouwman. (2016) *Bank Liquidity Creation and Financial Crises*. Academic Press.
- Berger, A.N., C.H.S. Bouwman, T. Kick and K. Schaeck. (2016) “Bank Liquidity Creation Following Regulatory Interventions and Capital Support.” *Journal of Financial Intermediation*, 26, 115-41.
- Casu, B., F. di Pietro and A. Trujillo-Ponce. (2019) “Liquidity Creation and Bank Capital.” *Journal of Financial Services Research*, 56, 307-40.
- Diamond, D. W., and P. H. Dybvig. (1983) “Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity.” *Journal of Political Economy*, 91, 401–19.
- Freixas, X. and J.C. Rochet. (2008) *Microeconomics of Banking* (second edition), MIT Press.
- Fungáčová, Z., L. Weill and M. Zhou. (2017) “Bank Capital, Liquidity Creation and Deposit Insurance.” *Journal of Financial Services Research*, 51, 97-123.
- Fu, X., Y. Lin and P. Molyneux (2016), “Bank Capital and Liquidity Creation in Asia Pacific.” *Economic Inquiry*, 54, 966-993.
- Horváth, R., J. Seidler and L. Weill. (2014) “Bank Capital and Liquidity Creation: Granger-Causality Evidence.” *Journal of Financial Services Research*, 45, 341-61.

**付表 1 FFIEC 031 「Schedule RC-L—Derivatives and Off-Balance-Sheet Items」
の各項目**

1. Unused commitments
a. Revolving, open-end lines secured by 1–4 family residential properties, e.g., home-equity lines
(1) Unused commitments for reverse mortgages outstanding that are held for investment in domestic offices
b. Credit card lines
(1) Unused consumer credit card lines
(2) Other unused credit card lines
c. Commitments to fund commercial real estate, construction, and land development loans
(1) Secured by real estate
(a) 1–4 family residential construction loan commitments
(b) Commercial real estate, other construction loan, and land development loan commitments
(2) NOT secured by real estate
d. Securities underwriting
e. Other unused commitments
(1) Commercial and industrial loans
(2) Loans to financial institutions
(3) All other unused commitments
2. Financial standby letters of credit
a. Amount of financial standby letters of credit conveyed to others
3. Performance standby letters of credit
a. Amount of performance standby letters of credit conveyed to others
4. Commercial and similar letters of credit
5. Not applicable
6. Securities lent and borrowed
a. Securities lent (including customers' securities lent where the customer is indemnified against loss by the reporting bank)
b. Securities borrowed
7. Credit derivatives
a. Notional amounts
(1) Credit default swaps
(2) Total return swaps
(3) Credit options
(4) Other credit derivatives
b. Gross fair values
(1) Gross positive fair value
(2) Gross negative fair value
c. Notional amounts by regulatory capital treatment
(1) Positions covered under the Market Risk Rule
(a) Sold protection
(b) Purchased protection
(2) All other positions
(a) Sold protection
(b) Purchased protection that is recognized as a guarantee for regulatory capital purposes
(c) Purchased protection that is not recognized as a guarantee for regulatory capital purposes
d. Notional amounts by remaining maturity
(1) Sold credit protection
(a) Investment grade
(b) Subinvestment grade

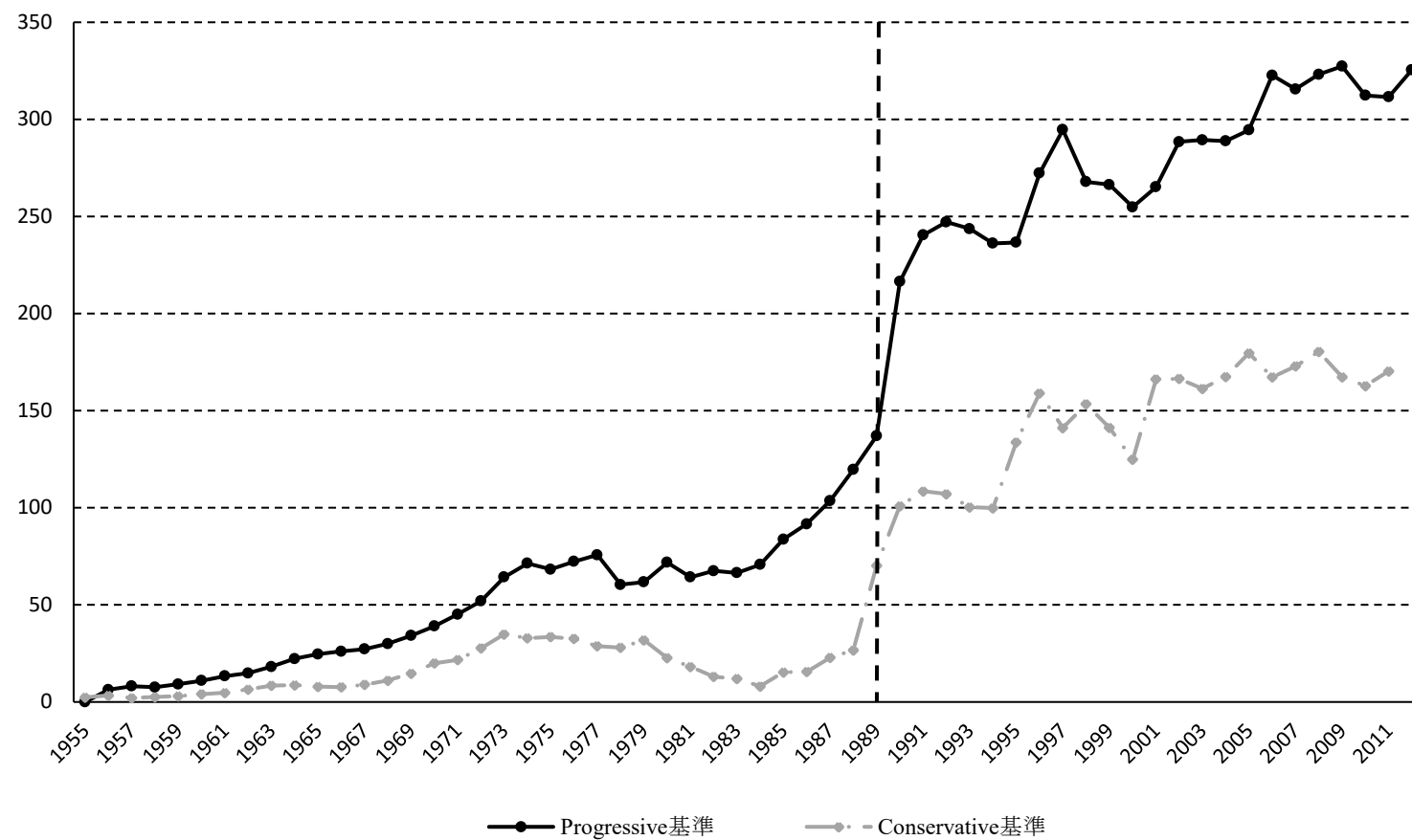
(2) Purchased credit protection
(a) Investment grade
(b) Subinvestment grade
8. Spot foreign exchange contracts
9. All other off-balance-sheet liabilities (exclude derivatives)
a. Not applicable
b. Commitments to purchase when-issued securities
c. Standby letters of credit issued by another party (e.g., a Federal Home Loan Bank) on the bank's behalf
10. All other off-balance-sheet assets (exclude derivatives)
a. Commitments to sell when-issued securities
11. Year-to-date merchant credit card sales volume
a. Sales for which the reporting bank is the acquiring bank
b. Sales for which the reporting bank is the agent bank with risk
Derivatives Position Indicators
12. Gross amounts (e.g., notional amounts) (for each column, sum of items 12.a through 12.e must equal sum of items 13 and 14)
a. Futures contracts
b. Forward contracts
c. Exchange-traded option contracts
(1) Written options
(2) Purchased options
d. Over-the-counter option contracts
(1) Written options
(2) Purchased options
e. Swaps
13. Total gross notional amount of derivative contracts held for trading
14. Total gross notional amount of derivative contracts held for purposes other than trading
a. Interest rate swaps where the bank has agreed to pay a fixed rate
15. Gross fair values of derivative contracts
a. Contracts held for trading
(1) Gross positive fair value
(2) Gross negative fair value
b. Contracts held for purposes other than trading
(1) Gross positive fair value
(2) Gross negative fair value
16. Over-the-counter derivatives
a. Net current credit exposure
b. Fair value of collateral
(1) Cash—U.S. dollar
(2) Cash—Other currencies
(3) U.S. Treasury securities
(4) U.S. Government agency and U.S. Government-sponsored agency debt securities
(5) Corporate bonds
(6) Equity securities
(7) All other collateral
(8) Total fair value of collateral (sum of items 16.b.(1) through (7))

付表 2 全国銀行の銀行数の推移一覧表

	全国銀行	都市銀行	地方銀行Ⅰ	地方銀行Ⅱ	信託銀行	長期信用銀行
1949	74	11	54		6	3
1950	78	11	58		6	3
1951	81	11	61		6	3
1952	86	11	65		6	4
1953	87	11	66		6	4
1954	87	11	66		6	4
1955	86	13	65		6	2
1956	86	13	65		6	2
1957	87	13	65		6	3
1958	86	13	64		6	3
1959	87	13	64		7	3
1960	87	13	64		7	3
1961	87	13	64		7	3
1962	88	13	65		7	3
1963	88	13	65		7	3
1964	87	13	64		7	3
1965	86	13	63		7	3
1966	86	13	63		7	3
1967	86	13	63		7	3
1968	86	14	62		7	3
1969	86	15	61		7	3
1970	86	15	61		7	3
1971	85	14	61		7	3
1972	87	14	63		7	3
1973	86	13	63		7	3
1974	86	13	63		7	3
1975	86	13	63		7	3
1976	86	13	63		7	3
1977	86	13	63		7	3
1978	86	13	63		7	3
1979	86	13	63		7	3
1980	86	13	63		7	3
1981	86	13	63		7	3
1982	86	13	63		7	3
1983	86	13	63		7	3
1984	87	13	64		7	3
1985	87	13	64		7	3
1986	87	13	64		7	3
1987	87	13	64		7	3
1988	87	13	64		7	3
1989	154	12	64	68	7	3
1990	154	12	64	68	7	3
1991	153	11	64	68	7	3
1992	151	11	64	66	7	3
1993	150	11	64	65	7	3
1994	150	11	64	65	7	3
1995	149	11	64	64	7	3
1996	146	10	64	62	7	3
1997	146	9	64	63	7	3
1998	138	9	64	57	7	1
1999	137	9	64	54	9	1
2000	136	9	64	54	8	1
2001	133	7	64	53	8	1
2002	134	7	64	53	8	2
2003	131	7	64	50	8	2
2004	129	7	64	48	8	記載なし
2005	126	6	64	47	7	記載なし
2006	125	6	64	46	7	記載なし
2007	124	6	64	45	7	記載なし
2008	123	6	64	44	7	記載なし
2009	120	6	64	42	6	記載なし
2010	119	6	63	42	6	記載なし
2011	120	6	64	42	6	記載なし
2012	117	6	64	41	4	記載なし
2013	116	5	64	41	4	記載なし
2014	116	5	64	41	4	記載なし
2015	116	5	64	41	4	記載なし
2016	116	5	64	41	4	記載なし
2017	116	5	64	41	4	記載なし
2018	115	5	64	40	4	記載なし
2019	113	5	64	38	4	記載なし

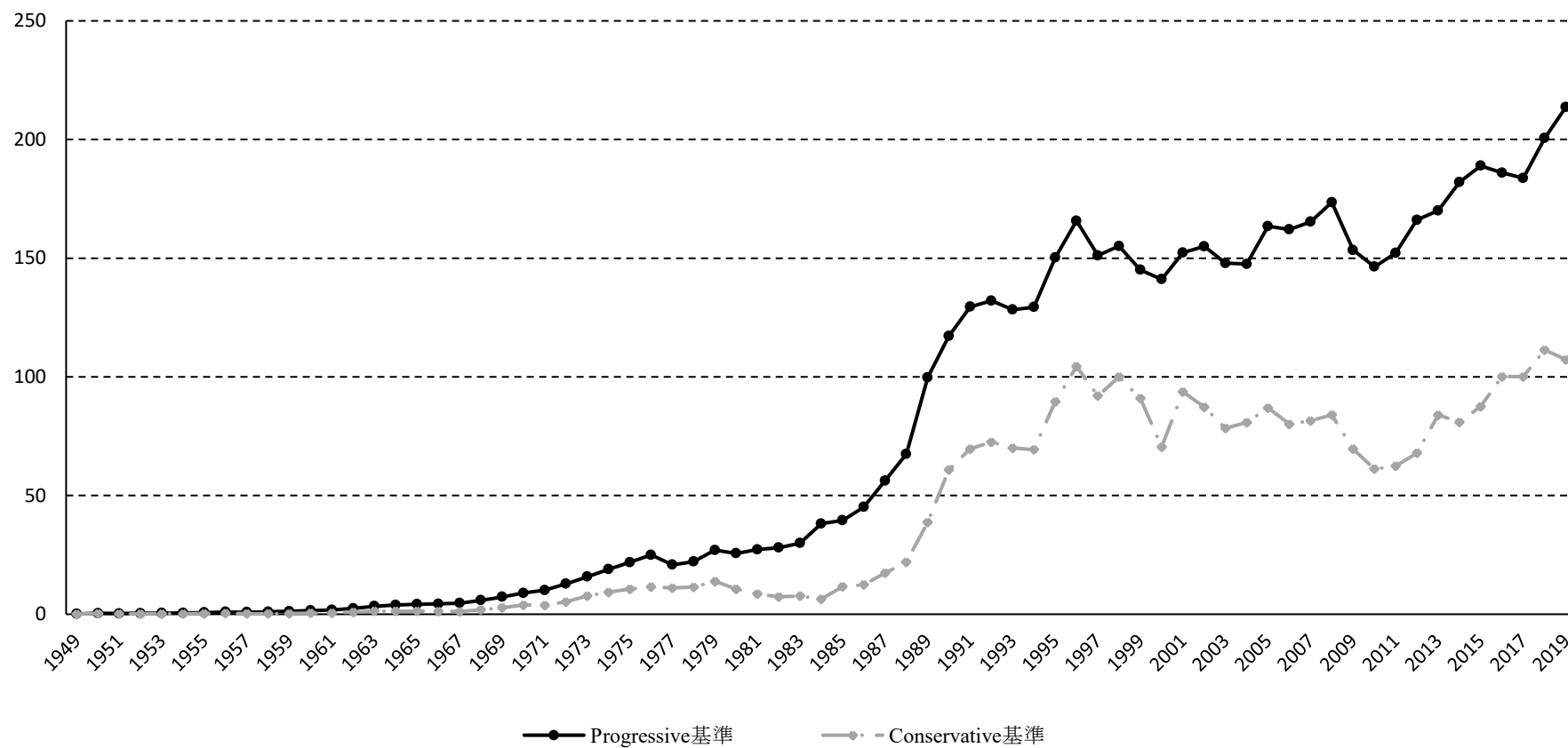
注) 長期信用銀行に関しては、1954 年度以前は債券発行銀行、1951 年度以前は特別銀行の銀行数を記載している。地方銀行Ⅱは 1989 年度より掲載。地方銀行Ⅰの列の 1952 年度以前は、その他銀行の銀行数を記載している。1980 年度までは、下期における銀行数を記載している。

付図1 物価を考慮した LCM の推移（1955 年度～2012 年度）



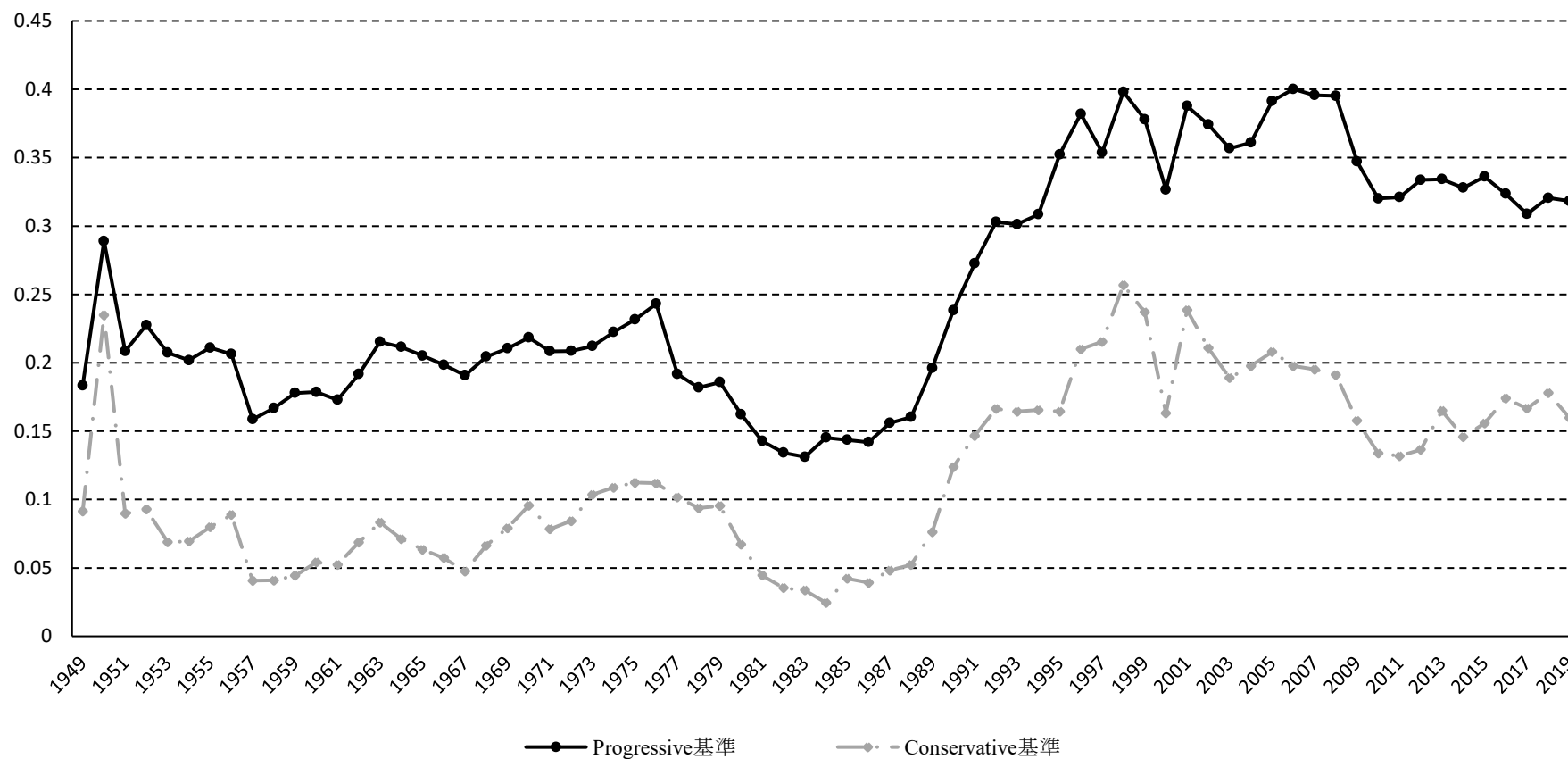
注) 図1のLCMについて、長期的な物価の変化による影響を調整するために、総務省「消費者物価指数」の2010年基準（内閣府HPよりデータをダウンロード）を用いて物価調整を行ったもの。縦軸は兆円、横軸は年度。消費者物価指数は1969年以前と以降（破線の縦線前後）で持ち家の帰属計算の取り扱いが異なる（内閣府HP参照）ため、数値は厳密には連続しない。

付図2 流動性創出指標（LCM）の推移：都市銀行



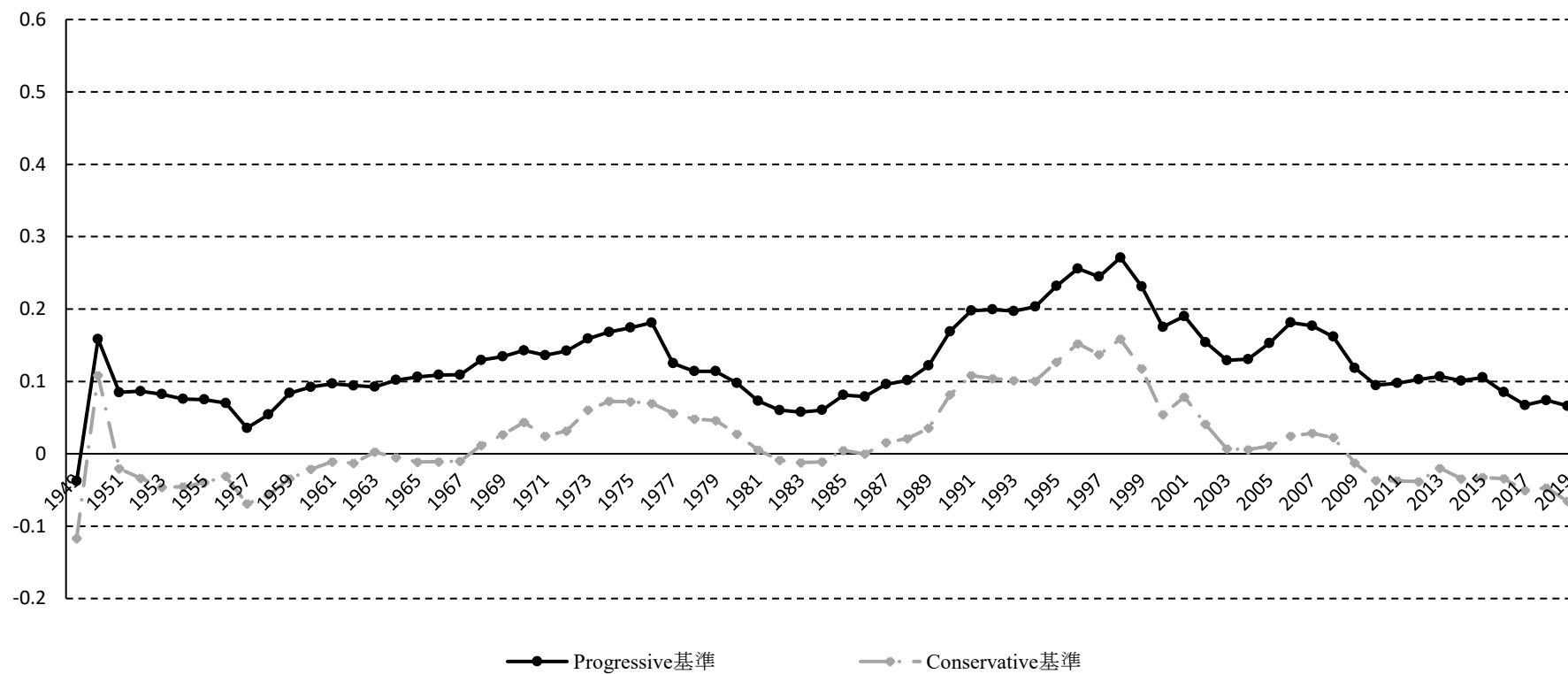
注) 図1と同様のLCMを、都市銀行について求めたもの。縦軸は兆円、横軸は年度。

付図3 流動性創出指標（LCM）の対総資産比率（LCM比率）の推移：都市銀行



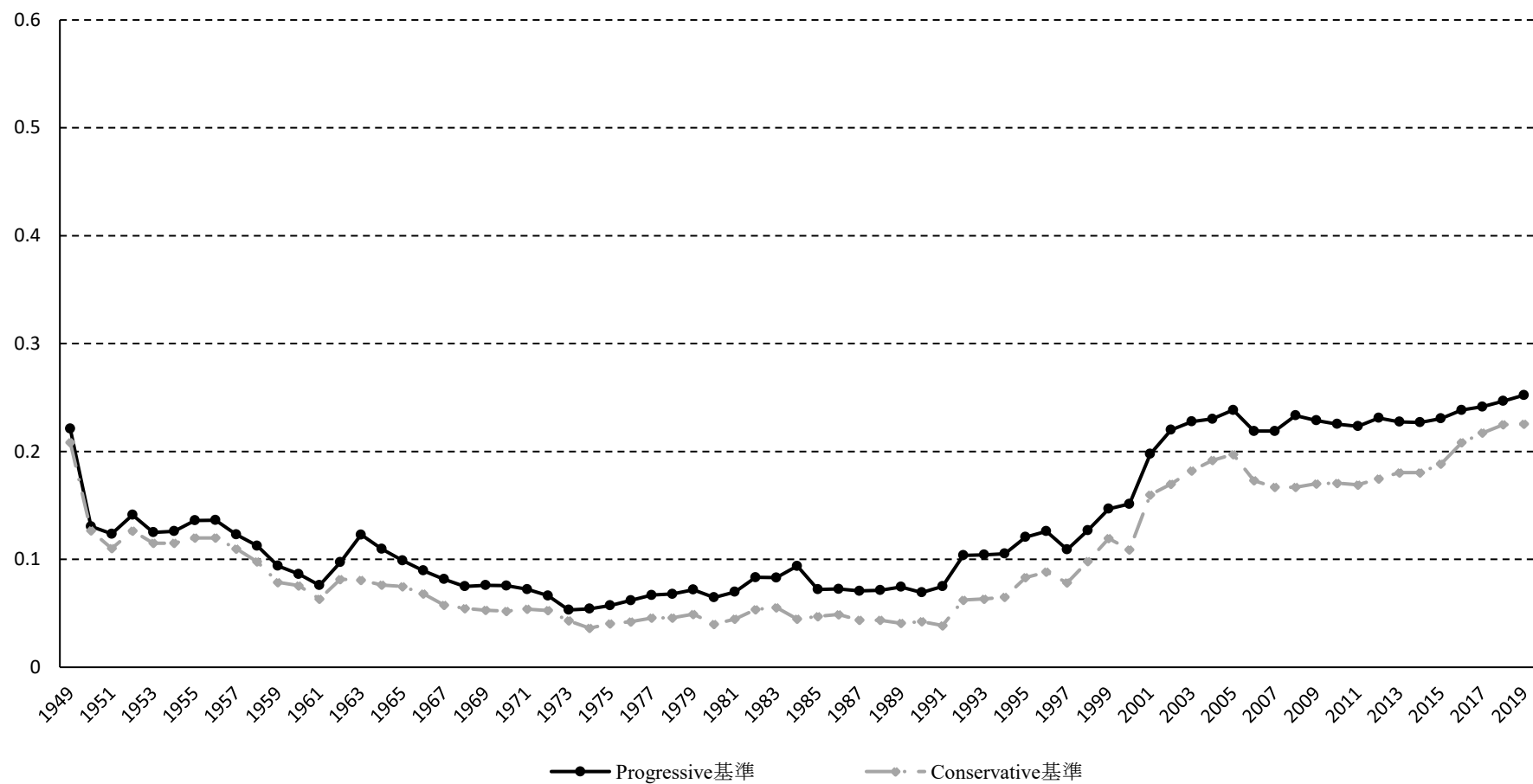
注) 付図2の LCM を、総資産（グロスの総資産+マイナスの資産項目（貸倒引当金など））で割った比率（LCM 比率）を示したもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。

付図4 資産項目のみを用いた LCM 比率の推移の推移：都市銀行



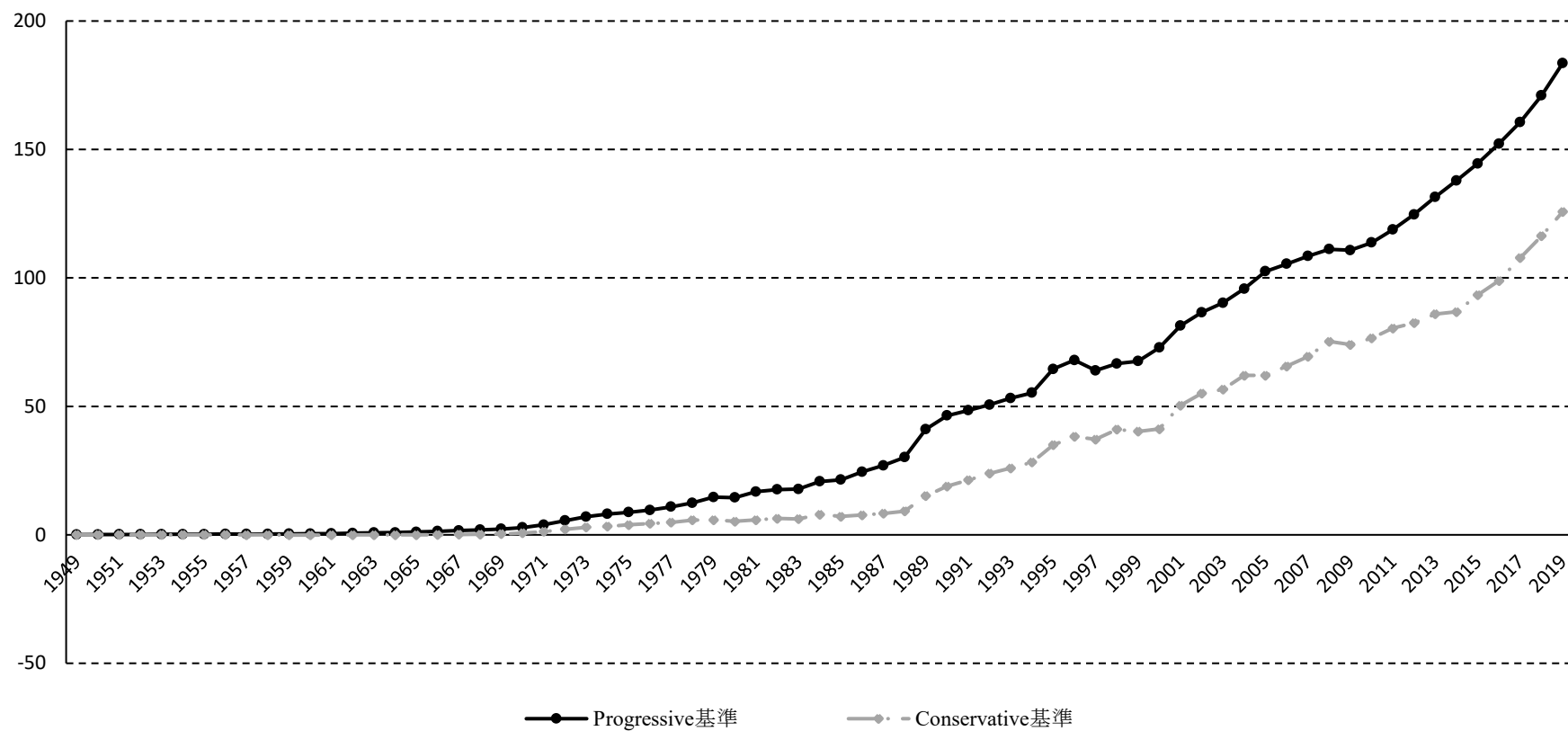
注) 資産項目のみを用いて付図3と同様の LCM 比率を求めたもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。

付図5 負債・資本項目のみを用いた LCM 比率の推移：都市銀行



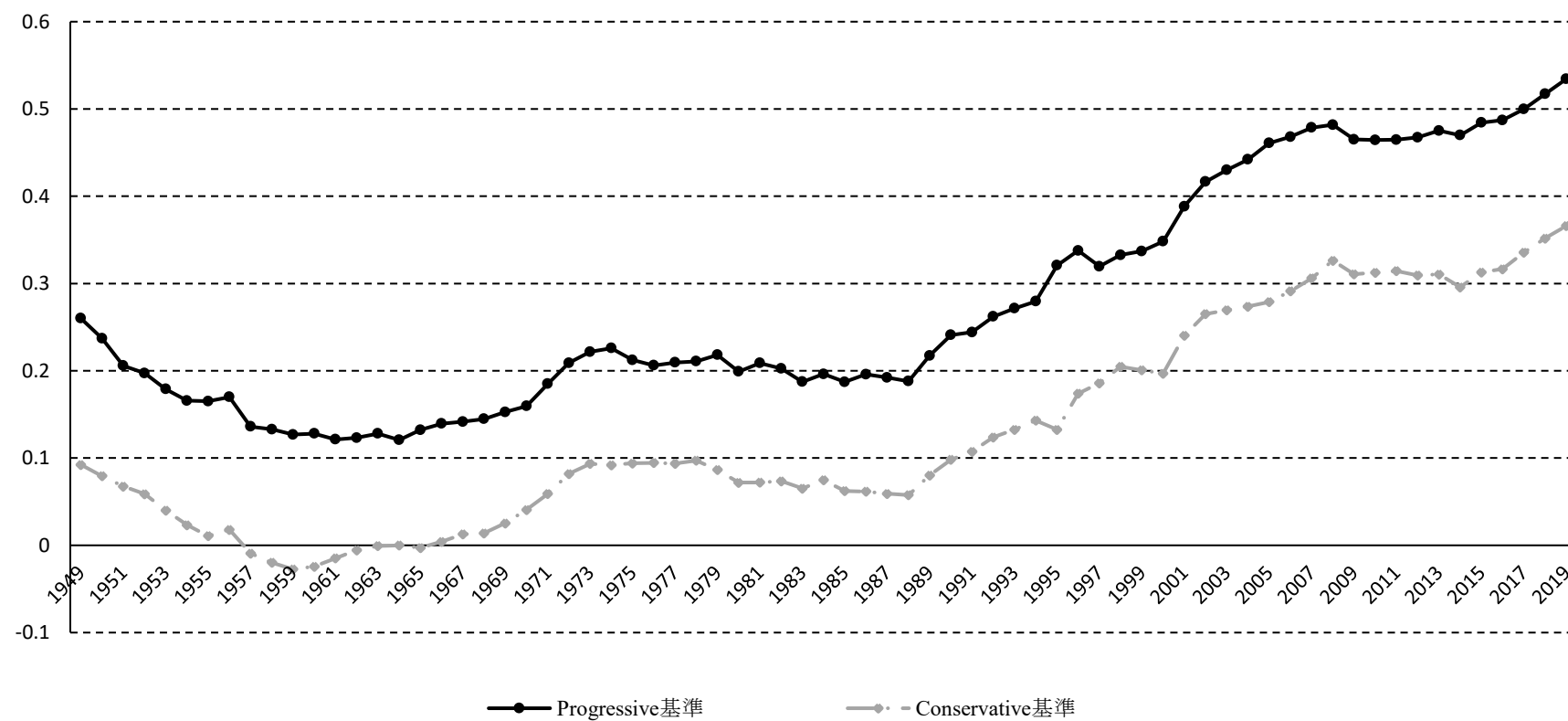
注) 負債・資本項目のみを用いて付図3と同様の LCM 比率を求めたもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。

付図6 流動性創出指標（LCM）の推移：地方銀行 I



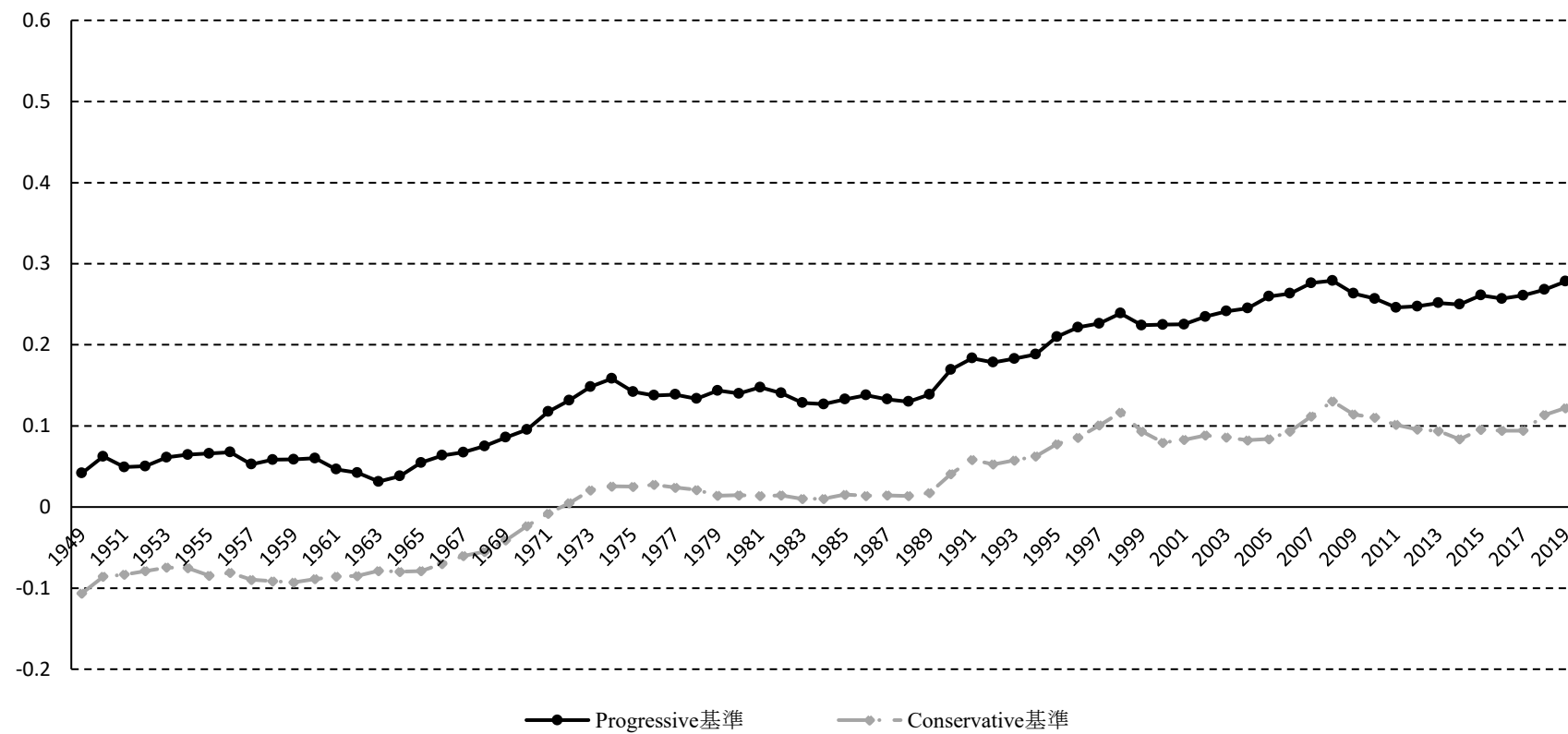
注) 図1と同様のLCMを、地方銀行Iについて求めたもの。縦軸は兆円、横軸は年度。

付図7 流動性創出指標（LCM）の対総資産比率（LCM 比率）の推移：地方銀行 I



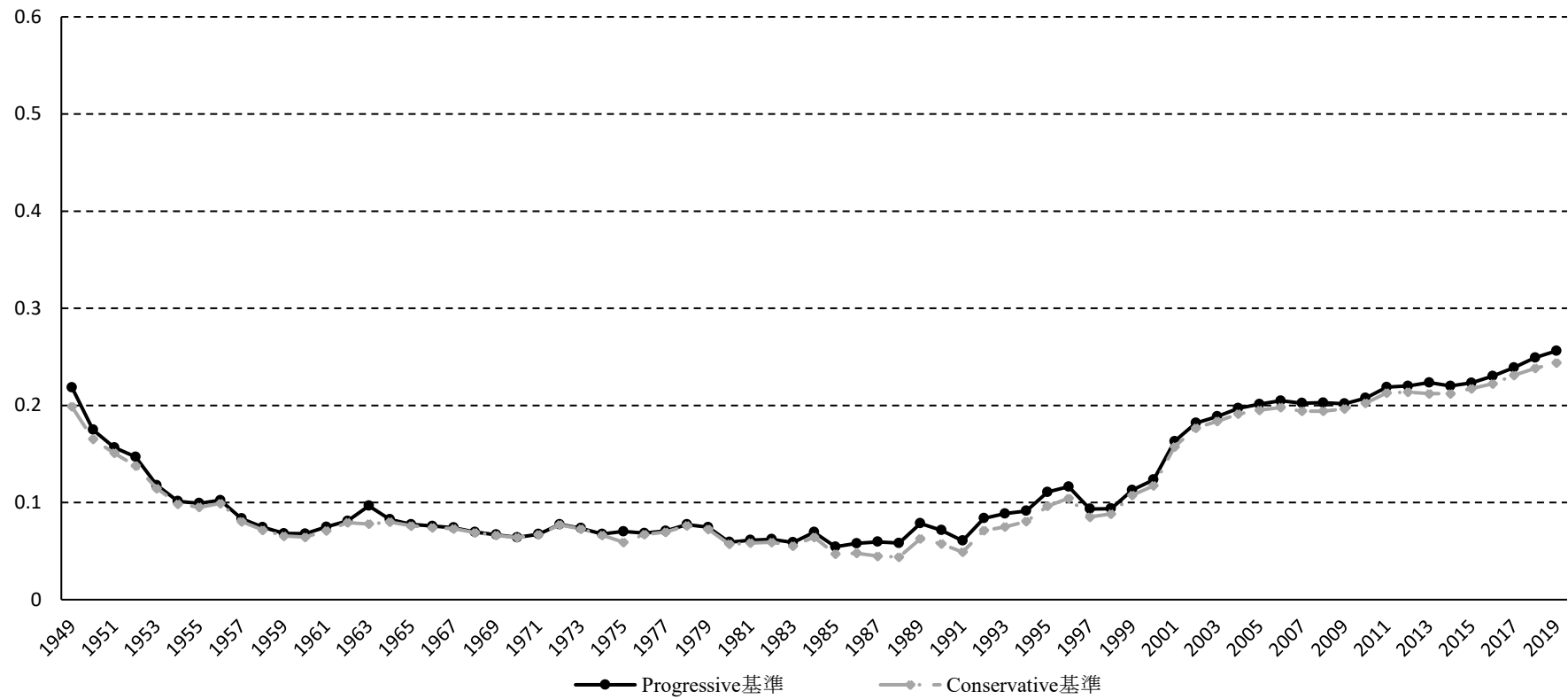
注) 付図6の LCM の金額を、総資産（グロスの総資産+マイナスの資産項目（貸倒引当金など））で割った比率（LCM 比率）を示したもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。

付図8 資産項目のみを用いた LCM 比率の推移：地方銀行 I



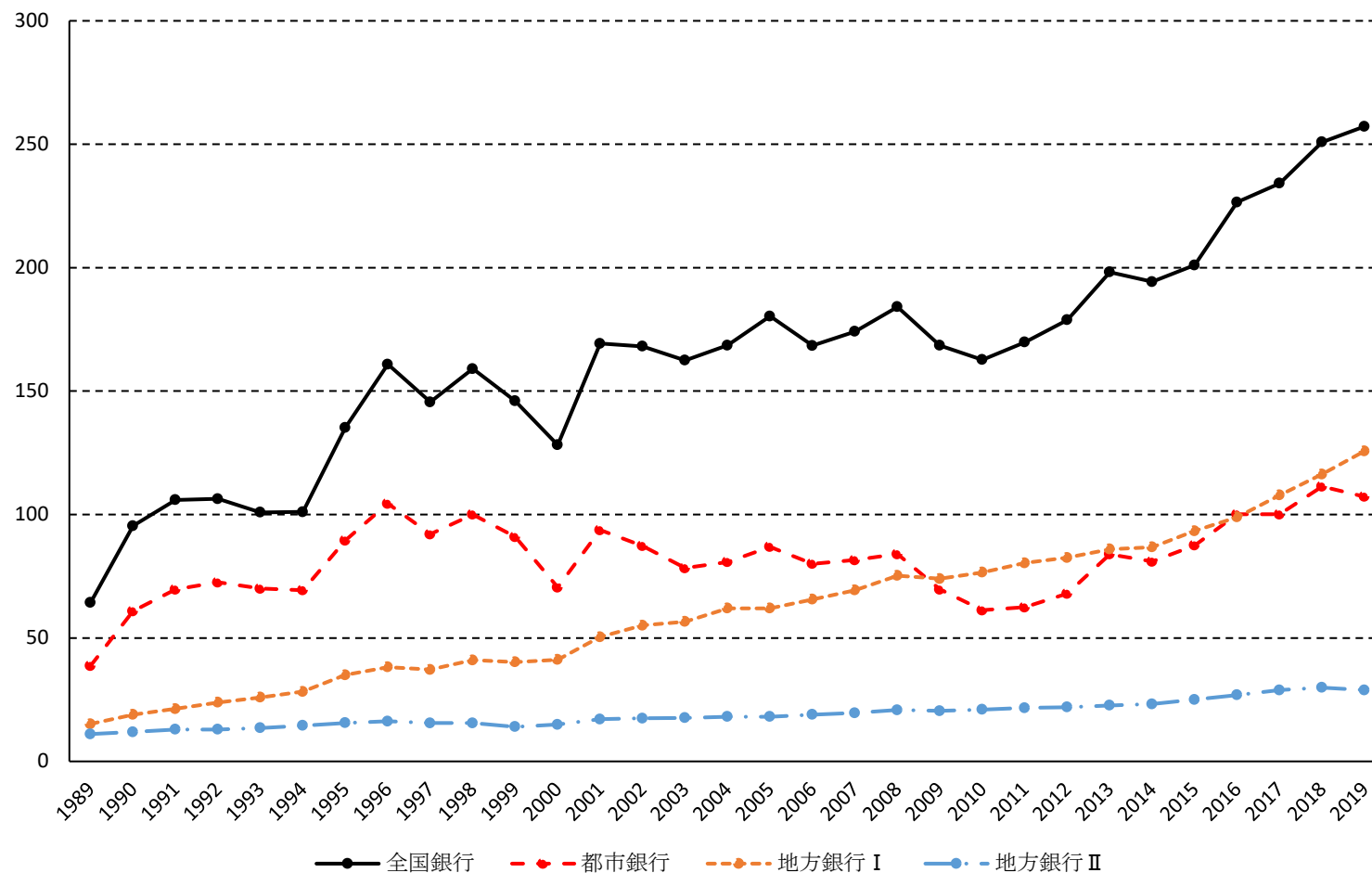
注) 資産項目のみを用いて付図6と同様の LCM 比率を求めたもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。

付図9 負債・資本項目のみを用いた LCM 比率の推移：地方銀行 I



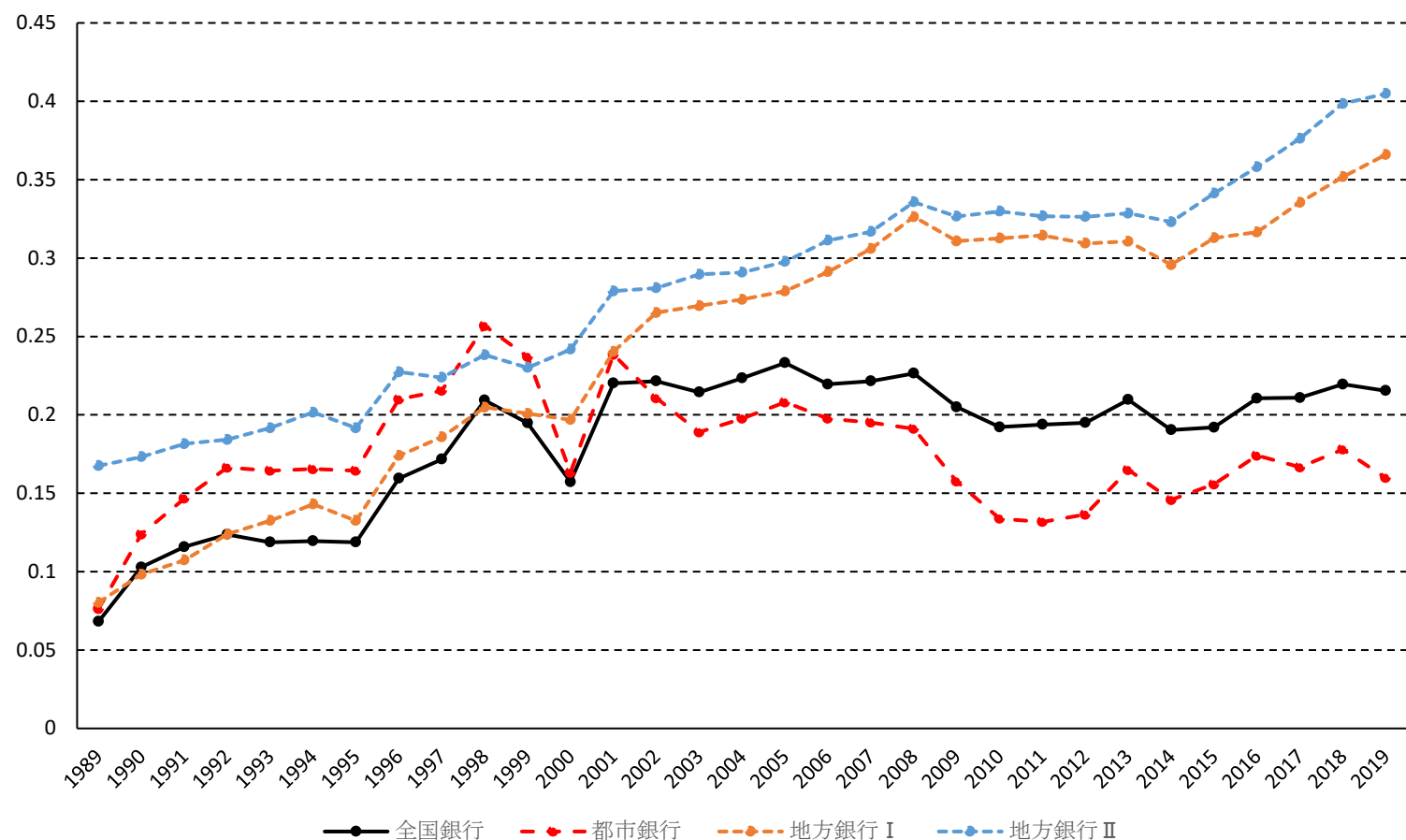
注) 負債・資本項目のみを用いて付図6と同様の LCM 比率を求めたもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。

付図 10 流動性創出指標（LCM）の業態別推移（conservative 基準、1989 年度～2019 年度）



注) Conservative 基準の LCM を業態別に示したもの。縦軸は兆円、横軸は年度。全国銀行は、都市銀行、地方銀行 I、地方銀行 II、信託銀行、長期信用銀行。

付図 11 流動性創出指標（LCM）の対総資産比率（LCM 比率）の業態別推移（conservative 基準、1989 年度～2019 年度）



注) 付図 10 の conservative 基準の LCM を総資産で割った比率（LCM 比率）を示したもの。縦軸は LCM 比率、横軸は年度を表す。全国銀行は、都市銀行、地方銀行 I、地方銀行 II、信託銀行、長期信用銀行。